

# 会議の経過

開議 午前10時00分

令和6年12月5日（第1日目）

議長（高橋拓生君）

ただいまから、令和6年平泉町議会定例会12月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

2ページをお開きください。

本定例会12月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

3ページをお開きください。

監査委員から令和6年8月分から10月分までの現金出納検査の結果について報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

39ページをお開きください。

本定例会12月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

40ページをお開きください。

定例会9月会議以降の報告事項については、お手元に配付したとおりですのでご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、一部事務組合等議会議員からの報告を行います。

初めに、一関地区広域行政組合議会の報告を求めます。

2番、千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

それでは、一関地区広域行政組合議会について、その概要を次のとおり報告いたします。

諸報告の42ページをお開きください。

令和6年12月5日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

一関地区広域行政組合議会副議長、真籠光幸。議員、千葉多嘉男。

43ページをお開き願います。

令和6年10月22日午前10時より、一関市役所において、第56回一関地区広域行政組合議会定例会が開催されました。

審議結果及び付議事件につきましては、報告第1号から第2号について報告があり、認定第1号から第2号については認定され、議案第10号から13号まで、いずれも原案可決をされました。

44ページをお開き願います。

報告第1号、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の過次繰越しの報告について。

45ページをお開き願います。

令和5年度一関地区広域行政組合継続費繰越計算書により説明いたします。

3款衛生費、3項ごみ処理費、翌年度過次繰越額6,827万4,200円です。

46ページをお開き願います。

報告第2号、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について。

47ページをお開き願います。

令和5年度一関地区広域行政組合繰越明許費繰越計算書により説明いたします。

3款衛生費、3項ごみ処理費、翌年度繰越額1億3,478万2,000円です。

52ページをお開き願います。

認定第1号、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

54、55ページをお開きください。

令和5年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算書により説明いたします。

歳入となります。

収入済額29億6,372万785円。

56、57ページをお開きください。

歳出となります。

支出額25億4,916万3,000円。

歳入歳出差引残額4億1,455万7,785円。

60ページから84ページまでは、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書となっておりますのでお目通し願います。

採決の結果、起立多数により認定されました。

86ページをお開き願います。

認定第2号、令和5年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

88、89ページをお開き願います。

令和5年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算書により説明します。

歳入となります。

収入済額169億6,142万7,735円。

90、91ページをお開き願います。

歳出となります。

支出済額163億5,878万9,129円。

歳入歳出差引残額6億263万8,606円。

92、93ページをお開き願います。

令和5年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計（サービス勘定）歳入歳出決算書により説明します。

歳入となります。

収入済額3,228万7,428円。

94、95ページをお開き願います。

歳出となります。

支出済額3,157万3,587円。

歳入歳出差引残額71万3,841円。

98ページから119ページまでは、令和5年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計の事業勘定、サービス勘定におけるそれぞれの歳入歳出決算事項別明細書となっておりますのでお目通し願います。

122ページから125ページまでは、財産に関する調書となりますのでお目通し願います。

126ページから149ページまでは、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計・介護保険特別会計歳入歳出決算及び定額の資金を運用するための基金の運用状況を示す書類の審査意見となっておりますのでお目通し願います。

150ページをお開き願います。

令和5年度決算に係る主要な施策の成果に関する説明書です。

説明内容は、151ページから175ページまでお目通し願います。

認定第2号、令和5年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、起立全員にて認定されました。

177ページをお開きください。

議案第10号、一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

改正内容につきましては、177ページから180ページをお目通し願います。

採決の結果、起立全員にて原案のとおり可決されました。

181ページをお開きください。

議案第11号、令和6年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,204万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億165万7,000円とするもので、詳細につきましては182ページから185ページをお目通し願います。

採決の結果、起立全員にて原案のとおり可決されました。

186ページをお開きください。

議案第12号、令和6年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）は、事業

勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,254万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億5,995万4,000円とし、サービス勘定の歳入歳出の総額にそれぞれ71万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,156万円とするものであり、詳細につきましては187ページから195ページをお目通し願います。

採決の結果、起立全員にて原案のとおり可決されました。

196ページをお開きください。

議案第13号、財産の取得について。

一般廃棄物最終処分場の建設用地とするため、一関市千厩町千厩字北ノ沢197番地外33筆の土地を18人の所有者から取得するもので、面積13万26.28平方メートル、取得価格5,245万3,759円となっております。

詳細につきましては、196ページから200ページをお目通し願います。

採決の結果、起立多数により原案のとおり可決されました。

201ページです。

議員の派遣につきましては、議員派遣書のとおり決定しております。

以上、一関地区広域行政組合議会の報告を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで一関地区広域行政組合議会の報告を終わります。

次に、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢です。

それでは、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告について申し上げます。

202ページをお開きください。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会報告書。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会について、その概要を次のとおり報告します。

令和6年12月5日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、升沢博子。

203ページをお開きください。

令和6年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会が11月26日火曜日、午後1時45分より岩手県自治会館において開催されました。

付議事件に関しましてご報告いたします。

204ページをお開きください。

報告第1号、岩手県後期高齢者医療広域連合債権管理条例に基づく債権の放棄について。

岩手県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第13条第1項の規定に基づき、岩手県後期高齢者医療広域連合が有する債権について次のとおり放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告いたします。

会計の名称、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計。

放棄した債権の名称、療養給付費等返納金。

放棄した債権の件数、13件。

放棄した債権の金額は108万4,653円。

以下のとおりとなっております。

次に、205ページをお開きください。

認定第1号、令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。

決算書209ページをお開きください。

収入済額2億394万2,887円。

決算書211ページをお開きください。

支出済額1億9,606万7,945円。

差引残額787万4,942円となっております。

次ページからの事項別明細書についてはお目通しをお願いいたします。

採決の結果、賛成多数で認定となりました。

次に、認定第2号、令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書225ページをお開きください。

歳入合計でございます。1,672億9,648万3,821円。

決算書227ページをお開きください。

歳出合計でございます。1,637億756万5,727円。

差引残額といしまして35億8,891万8,094円となっております。

次ページからの事項別明細書についてはお目通しをお願いいたします。

採決の結果、賛成多数で認定されました。

次に、263ページをお開きください。

議案第8号、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を次のとおり改正するものでございます。

提案理由といしましては、高齢者の医療の確保に関する法律の改正によりまして、被保険者証の新規発行が終了となることに伴い、被保険者証の返還に係る罰則の規定を求めるとともに、急患等として保健医療機関などを受診した被保険者に係る保険料について、徴収猶予の期間の特例を定めるため所要の規定の整備をしようとするものでございます。

この議案に関しましては、賛成多数で認定となっております。

次に、議案第9号でございます。

265ページをお開きください。

議案第9号についてご説明を申し上げます。東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料

の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求ることについて。

専決処分でございますが、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかと認められることで専決処分となったことでございます。

これは全員賛成で承認となっております。

次に、267ページをお開きください。

議案第10号でございます。岩手県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部改定について。

岩手県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部を次のとおり改定するため地方自治法第291条の7第3項の規定により、議会の議決を求める。

提案理由でございます。

被保険者証の新規発行の終了に伴い、岩手県後期高齢者医療広域連合規約を変更したことから、第4次広域計画で定めている広域連合及び市町村が行う事務の内容を変更するほか、所要の整備を行おうとするものでございます。

賛成多数で可決となっております。

次に、281ページをお開きください。

議案第11号でございます。令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ792万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,583万1,000円とするものでございます。

この議案につきましては、全員賛成で可決となっております。

次に、293ページをお開きください。

議案第12号、令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25億2,602万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,704億1,395万円とする。

この議案に対しましては、賛成多数で可決となっております。

その他、説明書に関しましてはお目通しをよろしくお願ひいたします。

以上、報告を申し上げます。

訂正をいたします。

議案第12号でございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25億2,602万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,041……1,704億1,395万円とすると訂正をいたします。

以上、訂正いたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

これで一部事務組合等議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を行います。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

318ページをお開き願います。

9月16日になりますが、平泉町敬老会が開催されております。

9月20日から22日まで町民号が開催されており、本年は立山黒部アルペンルート2泊3日の旅をさせていただいたところであります。

9月25日、秋の交通安全運動黄色い羽根配布街頭運動を開催させていただいたところであります。

9月27日になりますが、第11回世界遺産サミットが東京都江東区で開催されております。

10月2日、日本遺産「みちのくGOLD浪漫」推進協議会の総会が開催されております。

そして、5日になりますけれども、一関地方育樹祭が、本年は一関市大東町で開催されております。

10月6日になりますが、中尊寺通りのホコ天まつりが開催されております。

10月11日になりますが、平泉町社会福祉大会が開催されております。多くの方々に出席をいたしましたところであります。

10月15日になりますが、岩手県町村会創立100周年記念式典が盛岡市で開催されたところであります。

10月17日になりますが、ライトの早め点灯運動の街頭活動を開催させていただいたところであります。例年どおり、高館橋付近交差点を中心に開催させていただいたところであります。

10月19日から20日、江東区民まつり、東京都江東区で開催されております。本年も多くの出品をしていただきましたし、なつかつ多くの方々に訪れていただき、完売させていただいたところであります。

10月20日、平泉駅前きらめきマルシェが開催されております。

10月24日になりますが、中国天台県から代表団の方々が平泉に来庁いただいたところであります。

10月30日、平泉町総合計画審議会が開催されております。

11月2日、3日、ひらいずみ芸術文化祭、そして2日は51回のひらいずみ産業まつりが開催されております。

11月3日、町勢功労者の表彰式が開催されております。

11月9日、長島小学校P.T.A.によります第15回記念親子ふれあいコンサートが長島小学校で開

催されております。

裏面、320ページになりますが、11月12日、一関地方農林業振興大会、一関市東山で行われております。

11月14日、子育て支援講演会が町内で開催されております。

11月24日になりますが、平泉町地域婦人団体協議会創立70周年記念大会が開催されております。

11月29日になりますが、金色堂建立900年を記念してのフレーム切手が発行され、日本郵便株式会社東北支社より贈呈していただいたところであります。

12月1日になりますが、第62回PTA協育シンポジウム、61回までは父母と教師の集いということで開催されておりましたが、今回から名称を若干変更いたしまして、第62回PTA協育シンポジウムということで開催をしていただいたところであります。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

以上で町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番、升沢博子議員及び1番、小塙寺享議員を指名します。

---

議長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会12月会議の会議期間は、本日から12月12日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から12月12日までの8日間に決定いたしました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第3、議案第50号から日程第11、議案第58号までの条例案件3件、補正予算案件6件、以上合計9件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、条例案件3件、補正予算案件6件、合計9件につきましてご説明を申し上げます。

初めに、条例案件3件につきましてご説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

議案第50号、平泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でありますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律における健康保険証の廃止を定める施行期日を令和6年12月2日とする施行期日政令が公布されたことに伴い、加入医療保険情報を確認できるようにするために、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書4ページをお開き願います。

議案第51号、平泉町健康福祉交流館条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でありますが、平泉町健康福祉交流館の経営状況を鑑み、使用料の見直しを行うため所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書6ページをお開き願います。

議案第52号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

提案理由でありますが、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

続きまして、補正予算案件6件につきましてご説明申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

議案第53号、令和6年度平泉町一般会計補正予算（第7号）でございます。

令和6年度平泉町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,450万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,444万3,000円としようとするものでございます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によろうとするものでございます。

次に、議案書43ページをお開き願います。

議案第54号、令和6年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和6年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億467万5,000円としようとするものでございます。

次に、議案書49ページをお開き願います。

議案第55号、令和6年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和6年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,232万3,000円としようとするものでございます。

次に、議案書55ページをお開き願います。

議案第56号、令和6年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和6年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,935万2,000円としようとするものでございます。

次に、議案書63ページをお開き願います。

議案第57号、令和6年度平泉町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、令和6年度平泉町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度平泉町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益40万円、第1項営業収益230万円、第2項営業外収益190万円の減。

支出、第1款下水道事業費用24万3,000円、第1項営業費用10万円、第2項営業外費用14万3,000円。

第3条、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、1億2,291万6,000円に改めようとするものでございます。

次に、議案書67ページをお開き願います。

議案第58号、令和6年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、令和6年度平泉町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益16万円、第2項営業外収益16万円、第2款、簡易水道事業収益71万1,000円の減、第2項営業外収益71万1,000円の減。

支出、第1款水道事業費用117万円の減、第1項営業費用60万円の減、第2項営業外費用57万円の減、第2款、簡易水道事業費用30万円の減、第2項営業外費用30万円の減。

第3条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を3,775万7,000円に改めようとするものでございます。

以上、提案をいたします。ご審議のほどよろしくお願ひをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第50号から議案第58号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号から議案第58号まで、条例案件3件、補正予算案件6件、以上合計9件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

---

休憩 午前10時40分

再開 午前10時54分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第12、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言をお願いいたします。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭にお願いいたします。

通告1番、氷室裕史議員、登壇、質問願います。

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

通告番号1番、氷室です。

今回は大別して2問伺います。

まず、総合計画に基づく芸術・文化の振興についてであります。

その中の1つ目、総合計画に基づく芸術・文化の振興について。

1点目、現状の課題としてどのようなものが挙げられ、これまでその課題にいかに取り組んできたか。

2点目、主体的な芸術文化活動の支援とあるが、現状どのような支援を行っているか。

3点目、町指定文化財補助金対象事業にはどのようなものがあるか、また、対象になるための条件等を伺います。

次に2点目、不法投棄を含めた犯罪の監視体制の強化について。

1点目、昨今、犯罪の巧妙化が進み、都市部ではこれまで以上に犯罪が相次いでいます。各地区的防犯重点箇所に防犯カメラを設置する考えはないか。また、教育施設周辺にも防犯カメラの設置を含めた監視体制の強化をすべきと考えるが、見解を伺います。

2点目、不法投棄は景観を損ないます。各行政区による自主的な環境保全の負担を軽減するため、不法投棄の処理コストを削減するためにも監視体制の強化をすべきと考えますが、見解を伺います。

以上、2問5点について答弁をお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

氷室裕史議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の総合計画に基づく芸術・文化の振興についてのご質問、そして2番の教育施設周辺の防犯カメラの設置に関するご質問については、後ほど教育長のほうから答弁をいたしますのでよろしくお願ひいたします。

初めに、不法投棄を含めた犯罪の監視体制の強化に関し、各地区の防犯重点箇所への防犯カメラの設置についてのご質問がありました。

近年の国内における犯罪情勢としましては、刑法犯認知件数が、戦後最少だった令和3年から2年連続で増加しており、最近では首都圏を中心にSNS等を利用して実行犯を募集する手口により、特殊詐欺や強盗を広域的に敢行する集団が見られるなど、その内容は巧妙化かつ凶悪化している実態にあることは議員ご承知のとおりであります。

当町においては、都市部で相次いでいるような住宅等への侵入、窃盗事件の発生は今年に入ってから認知されておりませんが、本年10月には岩手県警察において、「匿名・流動型犯罪グループ」への捜査強化のための対策チームを立ち上げるなど、地方においても取締りを強める動きは高まっている傾向にあります。

当町における防犯カメラの運用状況としましては、「平泉町地域安全に関する条例」に基づき令和5年3月に制定しました「平泉町防犯カメラの設置及び運用に関する規則」を根拠に、平泉と平泉スマートインターチェンジ駐車場に防犯カメラを設置し、町民に限らず不特定多数の方が利用する当該施設内における犯罪の予防に努めているところであります。

犯罪者にとってリスクとなる防犯カメラの存在は、犯罪を未然に防ぐための抑止力につながることはご承知のとおりでありますが、一方で、公道等に向けて防犯カメラを設置する際には、通行人や近隣住民に対するプライバシーへの配慮等、熟慮すべき課題が設置検討場所ごとに並行して存在することになります。

防犯と設置及び維持に伴うコストが必然的に伴う中、個人情報保護の観点、さらには町内の刑

法犯認知件数の現況からの費用対効果を勘案しますと、当町では防犯カメラ設置以前の取り組みのさらなる充実を図ること優先といたしております。

一関警察署や平泉町防犯協会等と連携しながら、警察広報や防災無線、町公式LINEなどのSNSを利用し、鍵かけの呼びかけをはじめ、特殊詐欺や強盗事件の予兆につながるような個人情報の搾取を目的とする不審電話への注意喚起等、引き続き啓発活動に取り組むことでの安全で住みよい地域社会の実現に努めてまいりたいと思います。

次に、不法投棄による各行政区の環境保全に対する負担の軽減及び処理コスト削減のための監視体制の強化についてのご質問であります。

不法投棄においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において罰則規定が設けられており、その行為が厳しく禁止されているところであります。全国的に見ますと悪質な不法投棄が新規に発覚し、いまだ後を絶たない状況にあり、当町におきましても不法投棄が散見される状況にあります。

不法投棄による行政区の環境保全に対する負担の軽減及び処理コスト削減のための監視体制の強化については、不法投棄の事前発生防止の観点から、担当課による監視パトロール、防止看板の設置、県や警察など関係機関との連携による対応を主に実施しております。引き続き不法投棄防止の活動を継続しながら、不法投棄への対応による環境の保全を図りつつ、並行して町民向けの啓発活動を実施してまいります。

防犯カメラに係る監視強化への取り組みについては、個人情報保護の観点、費用対効果を勘案して、現時点では行政・町民相互の監視による不法投棄の未然防止及び拡大防止の取り組みを推進し、対応してまいります。

私からは以上であります。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

氷室裕史議員からのご質問にお答えします。

総合計画に基づく芸術・文化の振興についてのご質問がありました。

初めに、芸術・文化振興における現状の課題とこれまでの取り組みについてですが、芸術・文化は人々に感動や生きる喜びをもたらし、ひいては心豊かで潤いと活力のある地域社会を築いていくためのかけがえのない財産であります。

教育委員会では、第6次平泉町総合計画基本計画に基づき、芸術・文化の振興に資する取り組みを着実に推進してまいりました。その中で、町内には郷土色豊かな民俗芸能が受け継がれておりますが、近年、少子高齢化による担い手の確保や後継者の育成が喫緊の課題となっております。

このため、町内の児童生徒を対象にした郷土芸能体験講座や後継者育成体験講座を実施し、民俗芸能に触れながらその魅力を感じていただく機会の提供に努めています。

また、芸術文化祭や産業まつりでの神楽の発表や、長島小学校で行われた親子ふれあいコンサートで田頭讚念佛を披露するなど発表の機会の提供に努め、多くの方に鑑賞していただいたとこ

ろであります。

こうした発表や鑑賞の機会を通じて、民俗芸能のすばらしさに目を向け、地域の良さを知り、地域に誇りを持てる児童生徒の育成を図ることが民俗芸能を継承することの一助となり、担い手や後継者の育成にもつながるものと考えております。今後も多くの町民の方が民俗芸能を身近に触れられる環境づくりを推進してまいります。

次に、主体的な芸術文化活動の支援内容に関するご質問についてですが、町芸術文化協会が主体となって開催する舞台部門発表会や、加盟団体による体験講座、各種会議の開催支援のほか、国や県の補助金や各種団体の助成金などの情報提供を行っております。

次に、町指定文化財補助金の対象事業と、対象となるための条件等についてのご質問がありました。

まず、町指定文化財補助金の対象事業につきましては、文化財の所有者等が行う町指定文化財の維持管理や修理等に関する費用に対して補助金を交付するものであり、これまで町指定木の維持管理や町指定の民俗芸能団体の衣装の更新などの経費に活用されております。

次に、補助対象となるための条件につきましては、町指定文化財に指定されていることが前提条件となります。町指定を受けるためには、文化財の所有者等の同意を得た上で、町文化財調査委員会が調査・審議を行い、教育委員会議を経て町指定になるものです。町内にはまだ多くの未指定文化財がありますので、引き続きその状況や実態の把握に努めてまいります。

続いて、教育施設周辺にも防犯カメラの設置を含めた監視体制の強化をすべきと考えるが見解を伺うとのご質問がありました。

昨今の犯罪は手口が巧妙化しており、都市部のみならず地方においても注意が必要となっています。当町においては、幸いなことに重大犯罪は発生しておりませんが、教育施設周辺においても防犯の観点から危機管理を意識した体制づくりが求められているものと認識しております。

そのため、当町といたしましても、子供たちの命を守るために、これまでスクールガードを中心として子ども女性110番の家等、地域の方々による見守り活動や保護・通報をお願いし、犯罪抑止に努めてきたところです。今後は同様の取り組みを継続しながら、学校との連携の下、子供たちに自分の命は自分で守るという意識を高めるための教育を徹底していくとともに、住民の皆さんのが主導的に見守り活動や不審な人物を見かけた際の通報など、防犯活動に参加できるような環境づくりに努めていきたいと考えております。

なお、防犯カメラの設置といったハード面の整備につきましては、犯罪抑止効果も期待できるものの、プライバシー侵害の懸念や費用対効果など、慎重に検討すべき課題があると捉えています。

犯罪の手口は巧妙化していることから、警察や住民と連携し、当面はソフト面で実現可能となる防犯に向けた環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

それでは、何点か答弁に沿ってテンポよく聞いていきます。

それではまず、不法投棄、犯罪の監視体制のほうから何点か伺ってまいります。

先ほど、犯罪者にとって防犯カメラの存在は非常にリスクになるとありましたが、私も全くそのとおりだと思っております。ただ、個人情報保護の観点や刑法犯認知件数の現況から費用対効果を勘案すると、防犯カメラ設置以前の取り組みの充実を図るとお答えがありました。特に個人情報保護は留意しなければならないものであります。

平泉町防犯カメラの設置及び運用に関する規則、これは昨年出されたものです。これは現在、スマートインター駐車場の防犯カメラのための規則ということになると思いますが、仮にですが、防犯の名目で町内にカメラを設置するのであれば、例えばこの中の、読み上げますが、第7条2項、管理責任者等は防犯カメラの設置の目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複写及び複製し、または印刷してはならない。同条3項、画像の保存期間は画像が電磁的記録媒体に記録されてから原則14日以内で、当該期間経過後は新たな画像の上書きにより自動的に消去される。ただ、法令等に基づく場合や犯罪捜査の目的により保存の要請を受けた場合はその限りではないとあります。また、8条のほうにも、管理責任者等は画像を防犯カメラの設置の目的以外の目的のために利用し、または第三者に提供してはならない。ただし、法令の規定により指示があるときはこの限りではないと、そういったことが示されておりますが、こういったデータの扱いに関してしっかりと規定を設け万全を期していると、そういったことが、仮に設置する場合でしたら設置箇所周辺の近隣住民に周知し、別に撮影したものを動画としてアップしたり流布させたりするものではないと、そして何もなければ14日後にデータは自動削除されますよと、こういったことの理解を得られれば個人情報の課題はクリアできると思われますが、その辺の見解を伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今のご質問は、規則に規定している内容でございますけれども、こちらの規定につきましては、町が設置するカメラということですから、仮に設置する場合の内容ですけれども、おっしゃるようにしっかりと個人情報は、町の責任においてカメラを設置する場合は管理するということにしていますけれども、問題は設置する場所というようなところもあろうかと思います。個人情報がしっかりと管理されているといったようなところはおっしゃるとおり、カメラを設置するに当たっては、しっかりと設置する地域の方というか、その方も含めて、町民の方にそういう管理基準というか、しっかりとそういうことを説明した上で設置するということが重要であるというふうに考えておりまし、それが達成できれば個人情報の漏えいというものは未然に防げるものというふうに認識してございます。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

昨年、当町でも不審火、相次いだことがありました。実際に起きた事件に対する今後の抑止という意味と、各行政区の防犯重点箇所に防犯カメラを設置すること、これは先ほど答弁にありました費用対効果として私は申し分ないと思いますが、その辺の見解も伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

議員がおっしゃられている防犯重点地域ということですけれども、防犯カメラの設置をする場所につきましては、やはりこれは犯罪が多いアメリカのほうで、防犯カメラの設置に当たるそういうルールというか基準を設けているということで、そういうのはやはり従前の犯罪が多い場所といったところが重要だというふうになっております。

したがいまして、今の不審火が例えれば続いて、この不審火については既にもう解決されていると、未解決のような事件とか犯罪が重なっているようなところがもしあれば、そういったところに重点的にカメラを設置するということはあり得ると思いますが、現在の状況を踏まえますと、そういうような場所というのは町のほうで考えるところは特がないというふうに認識しているというようなところでございます。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

もちろん、町のほうでもなかなか全て認識するというのは難しいかもしれません、各行政区には区長がいます。区のことを知り尽くした方が大勢いますので、例えばそういった方に防犯カメラの要望だったり、あるいはこの辺に防犯という意味で未然に防ぐという意味では必要ではないかとかそういった意見があった際は、設置に向けて前向きに検討することもやぶさかではないと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

行政区であれば、特にごみ出しのルールを守らないというようなところだけではなくて、他の市町村からごみを持ち込むとか、そういうような被害が少なからずあるというふうには伺っております、そういう状況の中で、地区の皆様がそういう防犯カメラの設置を要望されるということであればそういったことも検討しなければいけないと思います。

まず、県内の状況を見ますと、盛岡市で町内会とか自治会に対してカメラの設置費用といいますか、カメラの購入費用に対して補助を出しているというような実例がございます。ただし、これは町内会のほうでの管理になりますから、先ほどの個人情報の取扱いというようなことによっては、やはり同じように設置者の、その個人情報の取扱いというようなことになりますから、皆さんの合意といいますかそういったことが必要にならうかというふうに思いますし、あとはその

費用につきましても、設置後の費用も電気代とか機器のメンテナンスとか、それなりにやっぱり経費がかかるというようなこともありますので、そこは地域の皆様、それを踏まえてなおかつ要望されるということであれば、そういう設置の補助であるとか、あるいは町のほうでできるのは公共空間になりますから、道路管理者であったり警察の許可というが必要になる中で、設置する場所によっては町の責任で、もしそういう地域で設置したいということで、設置者が地域ということであればそういったことでの補助というようなことも検討するということで、この件に関しましては、議員ご指摘の現在の強盗による犯罪が多いというような状況を踏まえて、国のほうでも、そういう防犯カメラの設置に対する補助といったようなところも経済対策のメニューということで検討を進めている中で、そういった国の情報等も注視しながら、あとは先ほど申し上げられたように、やはり地域の方がどのようにこの防犯カメラの設置を考えるかというようなことが重要であると思いますので、その町民の方の意向に沿った形で必要な対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

今、様々な、回覧板だったり、あとは町のＳＮＳだったりで啓発、注意喚起はしておりますけれども、そろそろ注意喚起、啓発活動、これらでも正直、抑止には限界があると私は思っております。町民の安全・安心、これらのためには本当に強い抑止が必要なことは明らかだと思われます。ぜひ今後、区長会はじめとした地域の要望、これらに耳も傾けていただければと思っております。

次に、芸術・文化の振興について何点か伺ってまいります。

先ほど担い手の確保と後継者の育成が課題であり、その対策として町民に民俗芸能に触れる機会を提供していると答弁がありました。

実際に保護者などではなく、次世代を担う子供たちが携わっている郷土芸能について、直接ヒアリングする機会等は設けているのか伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

ただいま、担い手の子供たちからの意見のヒアリングの機会についてというご質問がございましたが、教育長答弁の中でもございました体験講座を各種実施しておりますので、その中で担い手となる子供たちからの意見交換の機会を設けているところでございます。達谷窟毘沙門神楽のほかにも、町指定の文化財、田頭讚念佛を対象とした体験講座の開催や、長島小学校で出前授業等行っていますので、その中で意見交換を行っているというものでございます。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

そのヒアリングを行った子供たちから、今後の民俗芸能やその伝統芸能についてどのような意見が出ているのか、把握していましたら伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

子供たちの意見ということではございますが、これまでの舞の成立過程といいますか、その歴史が分かったということで、今後その継承に努めていきたいということのほか、地域の方がこれまでずっと大切にしてきた伝統を守っていきたいということなど、前向きな意見が結構あったというところでございます。

いずれ今後も、地道にではございますが、体験講座などの授業を継続していくということが継承に向けては大事なことではないかなというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

何千もの子供たちを見てきている教育長には釈迦に説法になると思いますが、子供たち、相手との距離感によって本音の部分、隠したりします。また、最近の子は建前で本音の部分、隠すことにも非常にたけていると思います。そういうことがあるので、なかなか距離感が難しいですけれども、一度や二度のヒアリングではなく、何度も親身に耳を傾けていただければ本音の部分がだんだん聞こえてくるのではないかとおもいます。

続きまして、多くの町民が民俗芸能を身近に感じられる環境づくりを推進するとありましたが、それはなかなか、私はまだまだ不十分ではないかと思っております。この先何十年も平泉の民俗芸能を持続可能な形として伝承していくためには、それをなりわいとしていくだけの環境づくりを行政がサポートしていく必要があるのではないかとおもいます。その辺の見解を伺います。

議 長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

民俗芸能の継承に向けた環境づくりということでの質問がございましたが、町内の民俗芸能団体を持続的に継承していくということのためには、現在の担い手の人材育成が急務となっているというのが現状でございます。

このため、その基盤づくりとして、まずは民俗芸能を身近に感じられる環境整備が必要ということになってございますので、発表や鑑賞機会を通じまして、担い手の育成や団体の活性化に努めているというところでございます。その上で次の段階では、その延長線上には、議員ご指摘のとおり民俗芸能をまちづくりに生かすというような取り組みが必要となってくるのではないかとおもいます。

いずれ、団体のニーズ把握に努めながら、まずは後世への確実な継承に努めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

次に、町内の未指定文化財に対して、行政サイドから、例えば町指定文化財認定への打診等行っているのでしょうか、伺います。

議 長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

未指定文化財の町指定に向けた取り組みということになるかと思いますが、未指定の町指定に向けましては、昨年度に町内の未指定文化財のリストを作成いたしまして、今年度から未指定文化財の実態調査といいますか、町内にどのような文化財があるか把握するための調査を専門の方とともに現地調査を行っているというところでございます。

有形、無形の文化財、天然記念物など分野別に調査研究を行いまして、さらに調査が必要な物件につきましては、歴史的な背景など詳細な調査を行いまして、文化財としての価値づけを行った上で指定に向けた取り組みを進めていくということになるかと思います。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

先ほど答弁にもありましたが、補助があるとの話もありました。補助額等はどのように決定するのか、団体の人数や規模で変動するものなのか、その辺を伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

補助金の金額についてのご質問でございますが、補助金の交付につきましては、平泉町指定文化財保護事業補助金交付要綱に基づきまして、町指定文化財を所有する個人あるいは団体を対象といたしまして補助金を交付しているというものです。

その補助金額についてでございますが、団体の人数や規模で変動するというものではなく、補助事業の対象経費の2分の1以内の額ということで、1点につきまして50万円を上限に交付しているというものです。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

いずれにしましても、世界文化遺産を有するこの平泉町としては、有形、無形問わず様々な文化財、そして民俗芸能存在しております。町としてなかなか人口減少に歯止めがかかりにくい中、これらを本当に持続可能な形でしっかりと支援していくことというのは喫緊の課題であると思っております。

最後に、その点について教育長か町長か、ご意見等ありましたら伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

民俗芸能をしっかりと伝承していく大切さというのは先ほど答弁したとおりでございますし、その取り組みについても、今、高橋館長のほうから申し上げたとおりでございますが、やはり今問題になっているのは少子高齢化によってなかなか担い手が不足しているということが、まず本当の課題でございます。

それで、例えば田頭讚念佛についても、教える方々はかなりご高齢になっておりまして、なかなか担い手が、引き継ぐ相手がいないということでとても苦慮されている中でございました。それで今回は、学習会というよりも、まず長島小学校のほうにお話し申し上げましたところ、ぜひ、その地区だけではなくて学校全体で取り組んでみたいという前向きな回答をいただきましたので、学校の中で体験講座を実施したところ、物すごい評判がよくて、ぜひ来年もという声になりました。

ですから、その各地区各地区で動き出したところをまず吸い上げて全体のものにしていきたいという思いがますますあります。田頭讚念佛以外にも各地区で伝承芸能は続けられているわけですよね、まずそれを地区の方々で大切に伝承活動をというか、お披露目して、宣伝してほしいと思います。

今、地区ごとにいろんな取り組みをしています、私12区ですけれども、門松作りとか、大人の人と、おじいさんおばあさんと一緒に作るというような取り組みもしていますが、そういう取り組みの中でやはりその地区に残されている伝承芸能を扱っていただきたいなど、まずそれが1つですね。いきなり町でというよりも、その地区に残されているものを地区のほうで大切にしていただいて、少しずつ広めていただきたいという、順番にやっていただくのが一番いいのかなというような思いがしております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

いつも教育長には最後にすばらしい答弁いただいておりまして、私も本当に言うことはありません。

以上で私の一般質問、終了させていただきます。

議 長（高橋拓生君）

これで氷室裕史議員の質問を終わります。

続けて、大友議員の一般質問に入りたいと思います。

通告2番、大友仁子議員、登壇、質問願います。

3番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

通告2番、公明党、大友仁子でございます。

それでは、質問をさせていただきます。

1番、大規模災害に備える取り組みについて伺います。

今年元日に発生した能登半島地震から1年がたとうとしております。また、今年9月には台風10号による豪雨災害も発生いたしました。現在多くの住民が避難所で暮らしています。

国の中央防災会議は今年6月、災害対応の基礎となる防災基本計画を修正いたしました。ポイントは、今回の能登半島地震で高齢者や要配慮者が数多く被災したことを踏まえ、災害応急対策に福祉的な支援の必要性を明記しました。

そこで、1番、能登半島地震の教訓の1つとして、人間の尊厳や命にも関わるトイレの問題が顕在化しました。携帯トイレの備蓄の現状と今後の方針、また、女性や子供、高齢者が必要とされる備品用品の状況について伺います。

2番、地震時の火災防止のための感震ブレーカーの普及加速のための取り組みについて伺います。

3番、平泉町地域防災計画に観光旅行者、外国人観光客に対する避難場所、避難経路などの計画が定められているのか伺います。

2番目、子育て支援について伺います。

R S ウイルスワクチンは、2024年1月18日、妊婦さんに対するファイザー社のワクチン、アブリスボが販売承認されました。一般的なワクチンは、ワクチン接種者の発症や重症化を防ぐことを目的としておりますが、新しいR S ウイルスワクチンはそれとは異なります。妊婦さんに接種することでお母さんの体内にR S ウィルスに対する抗体を作り、それが赤ちゃんに渡り、生まれたときからR S ウィルス感染を予防することができます。

そこで、1番、R S ウィルスワクチン接種の周知の取り組みについて伺います。

2番、R S ウィルスワクチン接種費用の助成について伺います。

質問は以上となります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

大友仁子議員からのご質問にお答えをいたします。

大規模災害に備える取り組みについてのご質問がありました。

初めに、携帯トイレの備蓄の現状と今後の方針、女性や子供、高齢者に必要な備蓄品の状況についてであります。今年6月に開催された国の中防災会議では、能登半島地震の教訓を踏まえた「防災基本計画」の改定がなされ、避難所においてはパーティションや段ボールベッドの開設当初からの設置や、生活用水の確保、トイレカー等の設置による快適なトイレ設置の配慮、車中避難者への支援などの項目が盛り込まれたところであります。

多くの被災者が避難所に一度に避難する場合は、トイレ確保や衛生管理は優先的な課題となる

ことから、平時から携帯トイレや簡易トイレの十分な備蓄を進めるほか、避難される方々自身も持ち出し用防災バッグなど、携帯トイレをあらかじめ準備しておくなどあらゆる備えが必要であると考えております。

当町における災害用トイレと関連備品の備蓄状況についてですが、道の駅平泉の備蓄倉庫に携帯トイレ360回分、トイレットペーパー360巻、ウエットティッシュ800個を備蓄しているほか、防災用マンホールトイレ6基を使用できる状況であります。また、生理用品450個、乳児用使い捨て哺乳瓶100個を備蓄しているほか、避難所において特に高齢者等の利用を想定した簡易ベッドを70台備えております。

次に、感震ブレーカーの普及加速の取り組みについてですが、地震発生時、電気の普及に伴う通電火災の防止に効果的とされている感震ブレーカーは、一定の震度を超えた場合にブレーカー電源を自動で遮断する装置であり、全国的にも関心が高まっております。

こうした状況を踏まえ、大規模地震に備えた通電火災防止を推進するため、自主防災会等で開催される防災セミナー等において感震ブレーカー設置の必要性を啓発しながら普及促進を図るとともに、町民が感震ブレーカーを設置する際の購入費補助を検討しながら、町民の生命と財産を守る取り組みを進めてまいります。

次に、観光旅行者、外国人観光客に対する避難場所・避難経路などの計画についてですが、町の地域防災計画では「避難・救出計画」及び「要配慮者の安全確保計画」の項目において、観光客や外国人に対する避難・安全確保について規定しているところであります。

一方、観光客や外国人観光客の避難場所及び避難経路については、個別具体的には明記しておらず、町民の避難場所に指定している指定避難場所10か所または緊急避難場所30か所に同様に避難することを想定しており、当町には日本人観光客のほか多くの外国人観光客が来訪することから、観光庁が示す災害時の旅行者・観光客の安全確保を図る「観光危機管理計画」を参考にしながら、外国人観光客が避難する際、比較的に理解しやすいピクトグラムを用いた誘導看板の設置や、避難所等において外国語でコミュニケーションが取れるよう、外国人支援情報コーディネーターを育成するなど、きめ細かな避難行動への対応や受入れ環境の整備を図ってまいります。

続いて、子育て支援についてのご質問がありました。

初めに、RSウイルスワクチン接種の周知の取り組みについてであります。RSウイルスは呼吸器感染症を引き起こす原因ウイルスです。2歳までにほぼ100%がRSウイルスに感染し、多くの場合は発熱や鼻水などの軽い症状で済みますが、一部で重症化するおそれがあります。

現在、RSウイルス感染症に対しては重症化予防を目的に基礎疾患有する乳幼児や早産児に限定して「抗体製剤」が健康保険適用で接種されております。ワクチンとは異なりますが、定期的に接種することで重症化を防ぐことができます。

一方、「RSウイルスワクチン」については、2024年1月に母子免疫による乳児の感染予防を目的としたファイザー社のワクチンが薬事承認されました。この母子免疫ワクチンは妊婦に接種することにより母体のRSウイルスに対する中和抗体化を高め、胎盤を通じて母体から胎児へ中和抗体が移行することで、乳児のRSウイルス感染を予防することができます。

現在のところ、「R S ウイルスワクチン」は任意の予防接種となっており、ワクチン接種についての相談があった際などには情報を提供してまいります。また、R S ウイルス感染症には抗ウイルス薬がありませんので、引き続き感染症の予防に係る周知については継続してまいります。

次に、R S ウイルスワクチン接種費用の助成についてですが、薬事承認されてからの期間が短く、国の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会）においては、ワクチンの情報を集積している段階であることから、引き続き国の動向を注視しながら、費用助成の対応については今後検討してまいります。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

それでは、再質問をさせていただきます。

大規模災害に備える取り組みについてですが、備蓄用品について。

災害はいつどこで起こるか分かりません。能登半島地震の教訓の1つとして、人間の尊厳や命にも関わるトイレの問題がありました。能登半島地震では、国によるプッシュ型支援により工場にあるような仮設トイレが各地の避難所に届き始めたのは発災から4日目以降と伺っております。つまり、発災3日間は自治体で携帯トイレ等を確保しなければならないということになります。

トイレが不足することにより、特に高齢者は飲食を控え体力が消耗し、エコノミー症候群になる方が増加するなど二次災害が懸念されます。災害時のトイレ環境は災害関連死を防ぐために不可欠な取り組みであり、被災者の命を守る取り組みとして重要と考えます。

そこで、今回の能登半島地震でのトイレの問題の分析があります。今回の能登半島地震が発生した被災地である石川県、基礎自治体では約8.3万回分の携帯トイレが備蓄されておりましたが、全く足りず、発災当初は大変な問題となりました。急遽、政府により約100万回分を超える携帯トイレが追加で供給されたと聞いております。

実際、消防庁、地方防災行政の現況でも、自治体における携帯・簡易トイレの備蓄は必要量に達していない状況にあります。今回の能登半島地震では、仮設トイレの目標50人に1基達成まで10日間ほどかかるており、初期対応に携帯トイレ、簡易トイレ等、一定備蓄配備していくことが必要と思われます。

特に重要なのが携帯トイレの備蓄であります。初期にしっかりと通常のトイレにおいて携帯トイレを使用することで、通常のトイレが使用可能な状況となります。逆にここで携帯トイレの備蓄がないと、発生直後には水が使えない場合が多く、便があふれてすぐに通常トイレが使用不能となるといったことが今回の能登半島地震でも多く見られたそうです。そうなると、携帯トイレを使う場所を新たに設置しなければならなくなるが、初期に通常のトイレにおいてしっかりと携帯トイレを使用することで、安心な環境、通常のトイレで携帯トイレを使用し続けることができます。

また、携帯トイレはコンパクトで備蓄に場所を取りません。通常のトイレ施設が使用不能となるないように、発災直後の適切な携帯トイレの使用方法等を避難所の運営マニュアル等に反映する必要があると思いますが、見解を伺います。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

町長答弁にもございましたけれども、携帯トイレの備蓄につきましては非常に少ない状況であることは認識しております。最悪の想定をしながら災害の対応は行っていかなければならぬということで、トイレの問題については非常に重要であるというふうには認識しておりますが、平泉町としましては、一定程度、備蓄の計画の中で携帯トイレを毎年度購入を重ねていくというようなところ以外に、仮設トイレというような部分で、トレーラートイレというようなものが今ございまして、こちらはいわゆるトレーラーにトイレが10基ついて、それが1日当たり何百人も利用ができるというようなところでございます。

地理的な条件ということで、平泉スマートインターインジが広域防災拠点ということで、物資が比較的、3日程度までということでしたけれども早く届くというようなところが見込まれる中で、そういうトレーラートイレを活用して何とか、携帯トイレと併せて対応していくというようなことが重要であるというふうに考えておりますので、そのトレーラートイレについては取り扱っている事業者と災害応援協定等を締結する必要がありますので、そういったところで今、調査しております。

先日、愛知の幸田町のほうで防災サミットがありまして、青木町長と出席してまいりました。その中でもトレーラートイレが展示してありました。およそ1,500万円から2,000万円するのですが、これで、これらについての財源については、例えば今、国で行っている防災対応としての緊急防災・減災事業債というようなものの起債がございまして、それらを活用することも可能ですし、また、今ふるさと納税に力を入れて歳入確保に努めているわけですが、クラウドファンディング型の歳入確保というようなところもありますので、そういった財源確保しながら、災害時のトレーラートイレ等の購入であるとか、事業者からの一時的な借用であるとか、優先的に借用させていただくとか、そういったことと併せてトイレの確保を努めてまいりたいと思います。

以前は安全性、衛生的だというようなところがうたわれていましたけれども、今回、新たな時代に入りましてから快適性というようなこともうたわれておりますので、携帯トイレの備蓄に関しましては、防災グッズというものの中に含まれておりますので、ふだんから家庭の中で、食料品と併せて備蓄していただくという普及啓発も必要であります。そうなれば自分の当面のトイレ、携帯トイレを持ったまま避難所に移動していただくというようなことも可能となりますので、そういったことも含めて総合的に、トイレの問題につきましてはさらに研究をし、地域の皆さんのお望み等を踏まえながら、必要な備蓄をしてまいりたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

私が2番目の質問しようかと思う内容を全部言われましたが、トイレトレーラーの件です。災害発生から時間が経過するにつれ、照明や手洗い場がついた洋式便座などの快適なトイレを使用したいという声が大きくなり、今おっしゃられたとおり、また衛生的にも臭わないトイレトレーラーがほかの仮設トイレよりも好まれるなど、能登半島地震の被災地で大活躍したとお聞きしました。

災害派遣トイレネットワークプロジェクト「みんな元気になるトイレ」を展開している一般社団法人助けあいジャパンは、災害時にほかの市町村への派遣ができる仕組みを整えています。現在、約20の自治体がこの仕組みを持ったトイレトレーラー導入をしており、300以上の自治体で検討されるとも伺っております。

今回の能登半島地震を機に、全国の自治体でも新たにトイレトレーラーを導入する動きが出ています。総務省のさっき言われましたが緊急防災・減災事業債において7割が返済不要対象となっておるそうです。残りの3割は寄附等で充当が可能であるとあります。

そして、トイレ環境の整備は命を守る取り組みに通じるため、当町でもトイレトレーラーの整備を積極的に検討すべきと考えます。ぜひこれも協定を結んで進めていただきたいと思います。

そして、能登半島地震の災害関連死は、熊本地震を超えて235人となっております。そこで、災害関連死を防ぐために避難所の環境改善が必要となると思います。それはスフィア基準という基準を守るというか、これを導入したらいかがでしょうかという提案なのですが、これは石破首相も所信表明で言われておりました。

スフィア基準とは、1990年にアフリカの難民キャンプで多くの人が亡くなったことを受け、紛争や災害を想定して国際赤十字などがつくりました。基本理念として、被災者には尊厳がある生活を営む権利、シェアを受ける権利があります。苦痛を軽減するため実行可能な手段が尽くされなくてはなりません。この2つを掲げ、人道支援における考え方や最低限満たすべき基準を記載しております。

主な支援分野では、水、衛生、食料、栄養、避難所、避難先の居住地、保健医療を挙げ、達成度を図るための指標として具体的な数値を示しております。例えば、1人1日当たり最低15リットルの水を確保、1人当たりの居住空間は最低3.5平方メートル、トイレは20人に1つ以上、男女比は1対3のほか、プライバシーの確保など、避難運営の際に目安として活用します。これをスフィア基準というそうです。

この導入を進める考えはないでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、議員がおっしゃられたスフィア基準については承知しておりますが、なかなか現在の避難所で実際運営を行うといった場合、かなり女性用にプライバシーを守ったりとか、あるいは授乳室とか授乳スペースであるとかそういうような配慮が必要な場合に、十分対応できない、であれ

ばどういうふうにするかというようなことを考えなければいけないということです。

今考えられますのは、最初からいわゆる災害弱者といいますか、要支援、要配慮が必要な方、高齢者であったりとか障害を持たれた方、乳幼児、妊産婦さん、そういった方については、今お話を進めておりますが、宿泊施設のほうに避難していただくような、最初から無理に、みんな同じスペースに避難していただかないような方法も併せて検討することが必要であるというふうに認識しておりますし、今、町内の宿泊施設、ホテルの代表者の方とも一度お話ししたことはございまして、これを災害応援協定というような形で具体的な取り決めをすべく、協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

したがいまして、そういうスフィア基準というのは理想的なものではございますが、なかなかスペースが限られている中で、だとすれば今のような配慮者が宿泊施設に移動した際に、ではそれ以外の方について、男性、女性の先ほどのトイレの数もですし、そういう女性ならではのいろんな特性、あるいは高齢者の介護用品の問題だったりとか、あるいは高齢者の方であれば持病があるので薬の問題とか、そういう備蓄するものの内容についても、いろんな地域の方のお声を伺いながら必要な備品をそろえ、その避難所の運営に当たりましても、そのようなことを想定した中で実際訓練までしてみるということが重要であると思います。

今、避難所についてのお話をいろいろさせていただいているわけですけれども、やはり災害が起こったときにどうしても足がすくんでしまったり、あるいは無理して自宅から避難しないというような状況もあります。そういうことのないように、一人一人命を落とすことのないように、あらかじめそういう避難所の設営、運営についても、再度、地域防災計画に基づくものでありますけれども、詳細な内容をさらに掘り下げて検討し、協議しながら、関係機関とか関係課とも協議しながら対応を検討していくことが必要であるというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

次に、感震ブレーカーの設置について伺います。

地震発生時に電気による火災は、阪神・淡路大震災や東日本大震災で発生した火災の6割以上が電気が原因と言われております。大地震のとき電気火災を防ぐには、揺れを感じて自動的に電気を止める感震ブレーカーの設置が有効だと言われております。

感震ブレーカーは、設定値以上の揺れを感じたときにブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具のことであります。感震ブレーカーには様々なタイプのものがあり、設置する種類を選ぶことができます。例えば分電盤に内蔵、接続した感震センサーが揺れを感じし住宅内の全ての電気を止めるタイプの分電盤タイプ、これは揺れを感じてブレーカーが落ちるまで時間的余裕がありますので、その時間を使って避難することができます。また、揺れによるおもりの落下や感震センサーと連動したばねの作用により住宅内の全ての電気を止める簡易タイプなどがあります。

初めにご紹介した分電盤タイプは、電気工事店に工事を依頼して取り付けますが、費用は5万

から8万円程度かかり、簡易タイプは2,000円から2万5,000円程度でホームセンターや家電量販店で購入できます。

災害はいつ襲ってくるか分かりません。重点的な取り組みとして、発災時、通電を遮断し火災を防ぐ感震ブレーカーの設置を迅速に普及を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

感震ブレーカーにつきましては、東日本大震災以降、今回の能登半島地震もですけれども、実際に電気火災が今もおっしゃられたような形で起きているという実証を踏まえて、国としてもいろんな普及啓発に向けたパンフレットなどを使って、設置を呼びかけている中で、町としましても本来であれば年度内にとは考えていたのですけれども、広報あるいはそういうチラシ等で町民の方に設置を呼びかけるというような予定はしてございます。

まずは、設置ということに関しては、実は公共施設につきましても実際は設置されていないというような状況もございまして、そういう中で、やはりこういう実際どうなのかというような、感震ブレーカーの設置が新しい住宅であれば既に設置されているという場合もありますので、現状がどうなのかというようなところの実態把握というのがやはり重要であるというふうには考えております。

それから、町長答弁にもありました設置補助の検討についてなのですけれども、こちらにつきましても、限られた財源の中でいかに防災対策を進めていくかというようなところで、予算の範囲内で補助していくということも検討はしているのですけれども、何せ住宅の密集地で火災が起こる場合というのは、感震ブレーカーを設置しているところが幾らあっても1か所だけ設置していかなければ、それが原因で住宅密集地が火災になってしまうということもありますので、防災行政無線と同じように、そういう対策を取ることであれば、皆が一致して対策を取る必要があるというようなところが認識としてございます。まずは設置促進について広く呼びかけるというようなところからスタートし、助成制度の内容につきましては、恐らく国の方でもこの件については重要視しておりますので、何らかの財源等も、そういう助成等も検討していると思われますので、そういった動向も注視しながら、併せて町のほうでも独自に検討を進めていくことが必要であるというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

大友議員、残り30分あります。

ここで暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

---

議 長（高橋拓生君）

再開いたします。

午前中に引き続き、大友仁子議員よろしくお願ひいたします。

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

引き続き感震ブレーカーについて質問をいたします。

総務省消防庁は10月31日、感震ブレーカーの普及に向けた検討会の初会合を開催いたしました。

1月の能登半島地震で起きた石川県輪島市の大規模火災を教訓に、住宅などへの設置を促す対策を取りまとめる方針だそうです。この大規模火災は、電気機器や電気関係の配線などが発火する電気火災が原因と考えられており、住宅や店舗約240棟が焼損する甚大な被害をもたらしました。

2022年の内閣府世論調査によれば、感震ブレーカーを設置していると回答した人の割合は僅か5.2%でした。背景には、認知度の低さや出火防止効果を実感しづらいことがあるとされております。地震時は身の安全確保が最優先させるため、火災の発見や初期消火が遅れて被害が拡大する事態が想定されます。延焼の危険性が高い木造住宅密集地域や津波警報により消防活動が制限される津波浸水想定区域での普及は急務と考えます。

内閣府が19年に公表した南海トラフ地震の被害想定では、感震ブレーカーの設置率を100%に高めると、火災による死者が約1万4,000人から半数以下に減ると推計されております。

このような状況を踏まえて質問します。

今まで消防庁などからの周知等はなかったでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

先ほど答弁しましたけれども、感震ブレーカーの普及啓発については、既に国からそういうチラシが出されておりまして、平泉町内におきましても、消防関係者の研修会等で実際、一関西消防署平泉分署長がいろいろ講義をする中で、そういう感震ブレーカーの設置の必要性についてもチラシを基に説明するような機会も設けておりますので、そういう状況でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

先ほど答弁の中に、広報とか周知すると言われましたが、まだ周知をしていないですね。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今チラシにつきましても、全戸配布までするような部数を入手できるかといったといったところを調べてはおりますけれども、まず広報等で感震ブレーカーだけではなくて、防災に関する意識を高めるための町民に対するいろんな啓発活動としての広報を行いたいというふうに、年度内に行うというような予定ではおりましたが、まだ、今12月に入りましたけれども、まだできてい

ない状況でございますが、あと残り3か月ございますので、その中で広報で周知していくようなことは考えてございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

ぜひ進めていただきたいと思います。

それで、感震ブレーカーに関してなんですが、同僚議員が今年の3月議会で質問いたしました。

最後の町長答弁の中で、感震ブレーカーの件は、区長会の中でも発言があり、対応を急いで取り組むとご答弁いただきましたが、その後8か月過ぎております。何か前進ありましたでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

この感震ブレーカーについては、東北電力さんともお話をさせていただいたところであります。

今後、検討課題ということにはなるのですが、ただ、単純に、先ほど議員の質問にもありましたけれども、ブレーカーがぼんと落ちれば、どこのうちも消えるようにと、一番簡単なのは、ブレーカーのところにひもをつけて、地震で震動すると、それがころっと落ちてブレーカーが引っ張られる、そういう単純なものでいいのではないですかって、実は私冗談でお話ししたのですけれども、実は、その中にあるんですよね、先ほど議員が紹介していただきましたブレーカーの中につけるそういうのが5万から8万するとか、もっと簡単なものがこうだと、一番簡単なさっきの、その感震ブレーカーに、実はあったのですよ。

それをつければいいのではないかという話をしたらば、例えば2階で休んでいた人が避難路が、誰もがみんな常に電灯を持っていれば済む話ですけれども、1度に全部停電してしまうといった状況ができたとすれば、避難とかいろんな角度から総合的な防災を考えていきたいときに、単純にそういうことでは割り切れないことも現実にあるのだと。今、消防庁でもいろいろ今回の教訓も、さらにまた東日本のときの教訓もなのですけれども、そういったことも総合的に判断しながら、電力としても今後どういう対応が取れていくのか、そういったこともやはり今後さらに、いつもの話ではありますけれども、さらに検討を加えなくてはならないという、そういうった中では、感震ブレーカーに対していろいろ関心持っている市町村が、今回のことできなり実際はあるということは聞きましたけれども、しかしそういった様々な課題がある中で、例えば交通的なこといろいろなこと、電力で一とできればそれで済むのかといったことも、そういったことをやっぱり総合的に判断する必要もあるというような、その人の私見でもあったのですけれども、お話をさせていただいたときにそういうお話をもいただいております。

そういう意味では、急ぐことは急ぐというのは、そのとおりだと思いますが、まさしく人命、財産を守るという観点からも、やっぱりそういった部分もいろんな角度から、今後検討をしながら、国の出方もいろいろなそういう状況も収集しながら、さらに検討をさせていただくというふうな、今、状況にあるというふうにご理解を賜りたいというふうに思います。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

ぜひ進めていただきたいと思います。

それでは、次に、観光危機管理の充実について伺います。

災害の多い我が国においては、観光の危機管理は重要であります。外国人を含む観光客に対する防災や災害時の支援体制などの確認をいたします。

インバウンド、訪日客が急増し、その消費額が伸びております。旺盛な訪日客の需要獲得へ観光資源の魅力をさらに磨いていただきたいと思います。

訪日客の消費額は、今年1月から9月で5兆8,582億円となり、過去最高だった昨年を既に上回りました。訪日客数も同じ期間で昨年を超え、過去最多の2019年に迫る勢いであります。

このように、どんどん訪日客が増えておりますが、観光旅行者、外国人観光客に対しての避難場所、避難経路を分かりやすく丁寧な取り組みが重要と考えますが、見解を伺います。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今のインバウンドの増加に伴って、ますます観光地としての対応というのが大事になってくるわけです。

それで、やはり避難場所を、特に外国人は別の場所というようなこと、もしかしたら、その宿泊施設にその災害時に滞在している外国人旅行者もいるかもしれません、そういったケース以外、どこで災害が発生したとしても、スムーズに平泉町内の地図であったり、避難経路、避難場所、どういうところかというようなところが外国人に分かりやすく伝えるということが、まず一番大事だというふうに考えます。

その中で、言葉のコミュニケーションがなかなか難しいというような状況を踏まえますと、今のスマートフォンのアプリケーションであるとか、そういったものがまず重要になってくるだろうというふうに考えます。

さらには、誘導する場合も、観光事業者、宿泊施設の方であったり、いろんな観光、店舗、観光施設の方それぞれの社員とか従業員の方のそういう避難誘導の教育というか、そういったことも個別に大事だなというふうに思います。またそれを取りまとめるのが町の役割というかですね、実際に、避難のスムーズに誘導するために、そういう観光事業者との連携といいますか、合同の訓練といいますか、マニュアルといいますか、そういったものを確認していくということが大事であるというふうに考えております。

ですので、まず1つは、外国人が自分でも移動できる、避難場所へ移動できる、あるいは誘導してあげる、そういったことのためにも、アプリケーションであったり、あとはピクトグラムといって、こちらの方向に逃げればいいというような、図示してあげるというか、そういった案内、看板で誘導するという方法も一つかというふうに思いますので、それらを合わせて総合的に外

人が安全に避難できるような仕組みを今後さらに検討していきたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

旅行客用の散策マップなどに避難場所、避難経路などの記載はありますでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

平泉町散策マップでございますが、この内容につきましては、観光施設、病院とか銀行、あとはA T Mとかそういう施設は載っております。あと、るんるんバスのルートですとか、徒歩のルートの案内というようなところで、あくまでその観光のマップになっておりますので、そういった旅行者に対するその避難場所ですか避難経路は今載っておりません。

しかし大事な情報でありますので、ほかの観光地のそういうマップも調査しながら、また先ほど総務課長から話ありましたが、一番有効的なピクトグラムでの誘導というようなところもありますし、実際、災害時に観光客に直接対応できるというのは、その施設の方でありますので、そういう方々の協力をいただいて、誘導体制の構築が有効ではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

その散策マップの記載は今後しますでしょうか、伺います。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

ほかの観光地でそういう記載があるか確認はできておりませんので、そういう別の観光地の情報なども参考にしながら、必要であれば検討していくというようなところでございます。まず、いろんな観光地ありますので、調査研究していきたいというふうに考えています。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

例えば東京都などは、外国人旅行者に対して地震に対する日頃の準備から、地震発生時における諸注意事項等を記載した震災対策小冊子、地震のときはこうしようというA 5版を作成して配布し、震災の対応力向上を図っているなどあります。ほかの自治体もやっているところもありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

そして、先ほど総務課長の答弁にもありましたが、I Tを利用してのアプリなんかも、大変有

効と考えますが、今後、そういうのを利用するご検討はあるでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、観光商工課長が答弁しましたけれども、既に観光のマップがございますので、例えば何かその上に重ねて避難経路が示せるような、そういう技術的なことは可能かというふうに思います。ただ、開発経費であるとか、既にデジタルトランスフォーメーションの中で、国の用意した補助メニュー等も確認しながら、関係部署ともいろいろ協議しながら、あるいはその観光協会等をはじめ観光事業者ともいろいろ協議しながら、そういうアプリの開発といいますか、そういう活用方法についても検討する必要があるかというふうに思います。またさらにはWi-Fi環境というのですか、平泉町は観光地であっても、通信料が無料になるような環境というのが全て整っているわけではありませんので、これらについても併せて課題というふうに捉えておりますので、そういったことを総合的に勘案しながら、関係者と一緒に外国人が仮に帰宅困難になった際に、帰宅というか、次の目的地まで移動できるまでの間、避難所の中での滞在も含めて、しっかりと安全確保を図れるように町として対応を検討してまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

ぜひ観光客に向けての取扱いを行っていただきたいと思います。

それでは、RSウイルス感染症について伺います。

新生児及び乳児におけるRSウイルス感染症の重症化を予防する目的として、妊娠24から36週の妊婦への接種が適用となっております。

そこで、答弁にありましたが、ワクチン接種についての相談があった際には、情報提供すると言われましたが、例えば母子手帳を配布するときなどに周知すればいいのではないかと考えますが、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

情報提供の仕方なのですが、まずは、症状について、乳幼児の方が、例えばせきが出るとか熱があるといったような症状についての対応について、どのようにしたらいいかというご相談はございます。その中で、当課としては、ここは医療機関ではございません、診察はできないので、詳しい症状をまず聞きながら、病院のほうの診療を勧めております。

一方で、今のRSウイルスの関係でございますが、先ほど答弁の中でも申し述べましたが、国のはうで薬事承認はされましたか、まず国のはうでも、11月段階でもこの検証、臨床関係についてまだ協議されていると。引き続き、その結果について、関係者の中で協議されているという部分がございますし、まだ、この分につきましては、任意接種ということになっております。

ですので、1件当たりの費用も3万から4万ぐらいかかるというのは存じ上げておりました。これを今、国のはうでは、こういった子供が全国的に今、年間12万人ぐらいかかって、そのうち症状の重い方が4分の1ほどいるというふうなことも踏まえながら、今、定期接種に向けて検討などもされていると。

これは公共、いわゆる市町村負担もしくは国の負担ということになると思いますが、そういった状況を少し踏まえながら、いろいろな情報を出してはいくものの、では、それは全部自己負担ですよというふうな話ではなくて、もう少しその状況を見ながら周知のほうを図ってまいりたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

今の状況を見ながらとおっしゃいましたが、これは2歳までに100%かかるというウイルスでするので、ぜひ周知はしたほうがいいかなと思います。

そこでですが、2歳未満の乳幼児では毎年12から14万人がかかり、その4分の1の方が入院を必要とされておるそうです。そして、日本では公費助成をしている自治体があります。北海道の神恵内村と小平町という2つの村と町が公費助成をしております。そういった自治体もあるので、ぜひ、任意接種ではありますが、重症化を予防するための周知、また、今後その補助金とともにぜひ考えていただければと思いますが、もう一回答弁お願いします。

議 長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

その補助につきまして、先ほど国の動きを見ながらというふうな部分もございますし、ここについては、特に今、保険適用されているのが一部製剤になりますけれども、そういった部分につきまして、ある一定要件の下では、いわゆる保険適用、それから保険適用でも自己負担がある部分については、考え方としては、乳幼児の医療費助成というもので、ご本人が負担をするというふうなケースがまずないというようなところで今、取り組みは進めておりますが、今のとおり予防的なものというふうな考え方の助成につきましては、先ほど申し上げましたが、すぐに取り組めるというふうなところになるかどうかは、ほかの市町村の動向も、そしてこちらのほうとしても、どれくらいの人が平泉町のほうで、そういったものに該当しているかも含めて、検討させていただきながら、やはり必要であれば、そのような助成についても十分検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

赤ちゃんを産む女性の方が年々減少傾向にあり、今年で17名ですか、お産した方が、もう本当

に貴重なお子さんなので、ぜひその辺も踏まえて、助成、周知をお願い、検討していただければと思います。

これで私の質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで大友仁子議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時33分

---

議 長（高橋拓生君）

再開します。

通告3番、高橋議員、登壇、質問お願いいたします。

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

冒頭に、今回の質問の背景と趣旨について述べさせていただきます。

ご案内のように、近年、子供の虐待やいじめ、不登校、自死、経済的困窮家庭で生活する子供などなど、子供、子育てを取り巻く状況は、深刻化の一途をたどっています。

それぞれの課題に対する個別の法律はありますが、子供を権利を持つ主体として位置づけ、子供の権利を包括的に保障する法律として、こども基本法が昨年4月に施行されたことはご承知のとおりであります。

この法律の基本理念には、児童の権利に関する国際条約にある、子供の意見の尊重をはじめとする4つの原則が盛り込まれています。この法律の制定は、これまで日本では、子供が直面している問題を解決するために、当事者である子供の声が聞かれてこなかったことにあります。子供を取り巻く状況が改善しなかった理由として考えられているわけであります。

今般、施行されたこども基本法では、関連する自治体の施策に子供の意思反映が義務づけられました。法律は、子供の意見の尊重について、子供は自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその子供の意見を子供の発達に応じて考慮するとしています。

これまでのこども施策は、大人だけで議論され策定されてきましたが、この基本法により、子供が権利の主体であり、子供の意見を聞くことが重要であるという認識の下で、本町においては、こども基本法の精神を生かした検討が進められていることと推察をいたします。

質問は、こども基本法施行から20か月経た取り組みの現状と課題について伺うものであります。

その1つは、町が子供に関わる施策を策定、実施、評価する際の子供などからの意見を反映させるために、必要な措置を講ずる、そのための具体的な対応、取り組みの現状と課題について伺うものであります。

2つ目は、こども基本法の施行に伴う教育委員会と学校における教育施策と具体的な取り組み、対応について伺うものであります。

質問は以上です。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたします。

こども基本法の施行に基づく町の取り組みの現状と課題についてのご質問がありました。

町が子供に関わる施策を策定、実施、評価する際の子供などからの意見を反映させるために「必要な処置を講ずる」ための具体的な対応、取り組みの現状と課題についてお答えをいたします。

令和5年度から施行されたこども基本法第11条で「こども施策に対する子供等の意見の反映のための措置」について規定されたところですが、当町の直近での取り組みとしては、令和7年度を計画の始期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定のため、就学前から小学生のお子さんを持つ保護者を対象とした子育て支援に係るニーズ調査と併せ、小学校5年生及び中学校2年生の児童生徒及び保護者を対象とした、生活実態調査をそれぞれ昨年度実施したところであります。

調査では、主に子育て環境や支援に関する内容のほか、児童生徒からは、町や世の中のことなどに対する自由意見の聴取も行ったところです。また、今年度は子ども子育て会議において、「こんなまちだったら安心して子育てできる」をテーマにワークショップを実施し、計画策定に当たり貴重な意見をいただいたところであります。

一方、こども基本法が規定する「こども施策」には、子供の健やかな成長に対する支援や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育施策や雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれております。

ガイドラインでも示されているように、子供・若者が暮らすまちの未来、通学・通勤に利用する道路、公民館、図書館、住宅や気候変動に関する事等、子供・若者の今と将来の生活に影響を与える施策や事業についても子供や若者は当事者となることから、幅広い施策に対して意見を聴取し、反映させるために必要な措置を講ずることが求められております。そのためには、具体的な方法の仕組みづくりが必要であり、取り組んでいかなければならない課題として捉えております。

そこで、町のあらゆる部署の施策においては、子供・若者が当事者になり得ると考えられるところから、組織全体で子供・若者の意見を聴き、策定し、実施評価に対する意見を反映させるための「仕組み」や「取組み手段」を研究し、各種計画策定や施策の実施に当たっては、その意見等を集約し、どこまで政策反映が可能か、他の事業等との優先度など総合的に勘案し、施策に活かしながら、子供や若者、子育ての当事者の視点で、その最善の利益を考えて進めていくことが必要であると考えております。

私からは以上です。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

高橋伸二議員からのご質問にお答えします。

こども基本法の施行に伴う教育委員会と学校における教育施策と具体的な取り組み、対応などについて伺うとのご質問がありました。

こども基本法は、全ての子供がその権利を保障され、安全かつ安心して成長できる社会の実現を目指すものであり、当町においてもその趣旨を踏まえた施策を推進していくことが求められているものと認識しております。この法律は、教育基本法や学校教育法と共に持つ理念を持ち、全ての子供が個人として尊重され、平等に教育を受ける権利を保障することを目的としています。

これまで各学校では、教育基本法や学校教育法の理念を踏まえ、児童・生徒会活動の推奨や授業・ホームルームでの意見表現の場の整備、いじめ防止対策、不登校児童生徒への支援、教育相談員の配置による相談体制の強化、特別支援教育の充実などを継続しながら、教職員が一丸となり、子供たちが安心できる学びの場の構築に努めており、それらの取り組みは「こども基本法」の理念に合致するものと考えております。

教育委員会及び各学校におきましては、今後とも「こども基本法」そのものの周知を図るとともに、その基本理念となる4原則について、校長会議を中心とした各種会議や研修会において確認する場を適宜設定してまいります。

また、引き続き、「こども基本法」の理念を踏まえ、教育基本法や学校教育法との関連を図った取り組みを継続しながら、子供一人一人の権利や成長を大切にした教育環境の充実を図ってまいります。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

今の答弁を聞いていまして、私は、今回の私の質問の意図を答弁する側の皆さんのがよく理解をされていない、されようとしている。そういう答弁だというふうに冒頭言わざるを得ません。

令和4年の11月に、こども基本法の発布に関わって、内閣官房から発せられたQ&Aがございますね。皆さん方、このQ&Aを熟読玩味されていると、熟読玩味をした上で、この20か月をこの基本法の実現に向けて取り組んできたというふうに思うのですが、前段の答弁は、私から言わせれば、こども基本法という法律に基づく「こども計画」という大樹、大きな木をまずつくると、そしてその木にどのような枝葉をつけさせていくのか、それがそれぞれの部署、分野におけるこども基本法への対応ではないですか。

子ども・子育て支援事業計画をつくるのだって言っている、言われた答弁を見ると、少なくとも「こども計画」という本来立てておくべき幹がない中で枝葉だけができている。これではすぐ

枯れますよ。そういうことではいけないと思う。

先ほどの答弁を聞きますと、7年度を始期とする、いわゆる初めの年度として、子ども・子育て支援事業計画を策定するために、児童生徒から自由意見の聴取を行ったと、このように述べています。

私は、聴取をしたその自由意見をどのように行政課題と位置づけ、行政執行の中に反映させるかと、そのための幹ができていない、ここを言いたいわけ。

具体的に伺います。例えば答弁にあった、この支援基本計画を作成するために、児童生徒から聞き取った意見の中に、例えば、「みんなが遊ぶ児童館などがなぜほかの施設のことに使ったのですか」と、「そのせいで遊ぶところが少なくなっています」と、「遊具ある公園か児童館を建ててほしい」あるいは「夜だと真っ黒になるところが多いから、外灯をつけてほしい」と。こういう声を昨年度聞いて、皆さん方は、この子供らの意見を反映させるために研究するとも答弁をされていますけれども、町の会議等の資料の中に、どのように反映をさせて結論を出して、寄せられた子供に対する返答をしたんですか。Q&Aではそこまでやりなさいとなっているではないですか、お答えください。

議 長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

今回いただいた子供の意見につきましてですが、当課のほうでは、生活実態調査の中で、こういった意見などもまとめさせていただいて、子ども・子育て会議とか関係課のほうに、この情報を共有させていただいているところでございます。

ただ、こちらにつきましては、聞きっ放しというふうな、聞いてすぐに反映できるもの、できないもの、そういうものも含めて、きちんとこの意見についてどのように反映させたか、そういう部分についての説明は至っていないところでございます。

そういう部分も、委員だけではなくて、意見をいただいた方々に対してきちんと説明をしていかなければいけないところでございますが、現時点では、この意見を関係者のところだけで共有し、それぞれで対応を協議しているところでございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

そうなると、先ほどの答弁は大きな矛盾があるんですよ。答弁では、子供などの意見を聴取をし、反映させるため必要な措置、具体的には方法の仕組みづくりが課題だと述べている。

その上で、子供や若者などの当事者の視点で、その最善の利益を進めていくことが必要だと言っているではないですか。やっていないでしよう。私、やっていないのを悪いと今言いたいのではないですよ。なぜできないのかというのは、冒頭に申し上げたこども計画の基本である大きな幹ができていないからなのです。

そこで伺います。「こども計画」はいつまでに策定するのですか。

議 長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

今ご質問のあったとおり、こども計画については現在、策定には至っておりません。

策定に至っていない理由というか、状況について若干申し上げますが、この計画につきましては、先ほど町長が答弁したとおり、こちらの「こども基本法」に基づいて、国の「こども大綱」、県の「こどもプラン」、そういったものを勘案しながら、市町村は「こども計画」を策定していくというような努力義務になっております。

そこで、その全般として子供に関わる分です。様々ございます。雇用、それから医療、そういったものも含めながら、この計画に盛り込んでいかなければいけないということなので、そういったことを踏まえながら、今後それぞれの関係課とも協議しながら計画を策定していかなければいけませんし、そういった国の大綱はできていますが、県のプランが今まだ策定中だということもございますので、そういったものを踏まえながら、この計画、現在の子ども・子育て支援計画なども必要であれば、それを包含するような形で見直しをしながら、大きなその計画策定に向けて、これから進めていかなければいけないと考えております。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

今、課長答弁されましたこども計画の中身、そのとおり、大きく分けて5つに分けることができるのですよ。

例えば教育支援だとか、健康増進だとか、子育て支援だとか、安全安心のところだとか、地域の連携のところだとか、それぞれあるわけです。だけれども、ポイントでしかやっていないではないですか。そこがいけないと思う。

皆さん、覚えていると思うのですが、昨年の6月21日、岩手日報がA4一面の大きさの記事を載つけましたね。それはこども基本法をつくられたことによって、自治体が非常に苦慮しているという記事です。さらには、その記事の中には、そういう中にあっても先進的な取り組みをしている自治体としてこういうものがあります、こういう内容ですというのが紹介されていますね。

私は、今回の質問を前に、皆さん方に対して幾つかの情報提供させていただきました。多分読んでいただいたというふうに思うのですが、そうした他の自治体における先進的な事例を、古く言えば去年6月21日から以降、そして情報提供をされた以降、やられてきましたか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

議員のおっしゃられていることが、かみ合わないような状況ですけれども、まず1つは、こども基本計画をまず平泉町として策定することですから、その過程の中で、今のご質問のあ

った理念、つまり子供の権利や意見聴取の重要性を各課で共有していくと。そのためにも職員にそういう研修を行い、そして、今後の各課の計画策定の際にあらゆる手法を使って意見聴取を行っていく、そのあらゆる手法というのがどうするかというのについては、例えばこども会議であったり、こども委員会であったり、いろんなアンケートはもちろんのこと、今あとはネット社会でありますから、オンラインを使った意見聴取であったり、そういうことを今後議論していくという、その部分の話が今後展開されていくというふうにご理解いただければよろしいのかなというふうに思ってございます。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

結局、皆さんの答弁が統一されていないわけです。

先ほど子育て支援課長は、国の大綱はできたけれども、県のプランができていないから、こども計画まだつくれないでいると、その様子眺めだと、こう答えた。今、総務課長は、また別の角度からやっていないことを正当化する理由を述べた。

私は、今回の質問の中で求めたいのは、本当の意味で4つの子供の権利を町が体系づけて保障するための取り組みを行う意思があるのですか、ないのですかと、ここなのです。

この問題、端的に私の考えを申し上げれば、やっぱり子供たちが自分の意見を自由に言う場、そういう場づくりなりそういう環境づくり、そういうものをきちっとつくり上げていくことによって、様々な年代の様々な児童・生徒の様々な思いを意見として酌み取ることができる。

そして、その出された意見を、大樹に湧き出てくる枝葉のようにつくっていくことによって、1つのこども計画というものがつくられるのではないかと、このことを言いたいんです。これは、町長部局だけで対応できる話ではありませんから、後ほど教育委員会の関係の取り組みを伺いながら、改めて町としての考え方を伺いたいというふうに思います。

さて、教育委員会の関係でお伺いをします。

このこども基本法の中では、こども施策に子供たちの意見を反映させるための取り組みを行わなければならぬ機関として、教育委員会が特に特記されているわけです。公立学校も地方公共団体の一部であります。

先ほどの答弁では、これまでの各学校での取り組みは、こども基本法の理念に合致をすると、こう述べられました。私も合致をしている部分は多々あるだろうというふうに思います。

そこで、次の質問をするために、まず伺っておきたいのですが、このこども基本法の施行に伴って、教育委員会が子供の意見を教育行政に反映させるために必要な措置を講ずるというふうに定められたことをどのように捉えているのかお伺いしたい。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

こども基本法の施行に伴って、子供の意見を反映させるために、教育委員会としてどのような

措置を講ずるかというご質問だったように思います。

まず、こども基本法というのは、子供たちが自分の意思や思いを表現し、それが行政や教育の施策に反映させるということがすごく大切なものだというふうに考えております。

それで、新たに教育委員会として、子供の意見を反映させるための何か事業を起こすというものではなく、例えば今、平泉町では平泉学というのを推進しております。その平泉学というのは「過去に学び、今を見つめ、未来を考える」というサブテーマがございます。その平泉学というと、ともすると歴史学のようなイメージを持ちますが、そうではなくて、やはり今の平泉を考えたり、それから将来の、自分たちは将来の平泉を考えることも平泉学の一つと考えておりますから、そういう考え方からいきますと、子供たちの今の平泉のこと、それから将来の平泉のことを平泉学として位置づけて、しっかりと子供たちの意見をそこに反映していく、行政施策に反映していくということも可能なのではないかというふうに学校とも話合いを進めております。

ですから、例えばそこで、中学校を中心にして今の平泉の問題とか、それから将来の課題等を自由に意見を出し合える場を設定し、町から、代表者誰でもいいですけれども、教育長なり、それから町長でもいいですけれども、今の考えとしては、そういうふうな町として子供たちの意見を聞ける場をつくっていくことが一番近道だし、平泉学にも、目的にもかなっているのではないかというふうに考えております。

原点は、やはりまず子供たちは自分の意見をしっかりとと言えて、それを保障してやるという雰囲気をつくることが大切で、それは日常的に学校で保障してあげるべきだというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

そうすると、日常的に子供たちが自分の権利を自覚する環境、これをどのようにつくっていくのかということが問われてくるわけですが、結局この基本法によって、今までなかった子供の視点から子供の施策をつくっていくのですよという原点がありますよね。そのための課題として、特に子供の意見表明、あるいは子供の参加に焦点を当てた仕組みづくりというのが求められているのだろうというふうに考えます。

そこでお伺いしますが、そのために重要な取り組みの1つとして、子供自身が自らを権利の主体として認識できるよう、学校において子供の権利教育を早急に実施することが求められているものではないでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

今、伸二議員がおっしゃったことがこども基本法の基本理念の大切な1つだと私も認識しております。子供の権利をしっかりと認識して尊重してあげるということですね。ですから、それ

は先ほど言いましたけれども、日常的な、まず、児童会、生徒会とか、それからクラブ活動等、道徳教育の場、特別活動の場でも取り上げて指導することはとても大切ですし、計画的にそれは行っておりますが、毎日の授業、学習の場で、子供の意見をしっかりと尊重していくという雰囲気を醸成していくということがさらに、さらにですよ、さらに必要になってくると思いますから、ともすると学校というのは学校教育基本法の中で動いていた感はあります。

先ほど答弁おこないましたとおり、やはりこども基本法というのは、グローバルスタンダード、世界基準なのだという認識をやはり学校にも持っていただくということ、そして、そのグローバルスタンダードの中で子供たちを育てるためには、もっともっと子供の主体を尊重していかなければいけないというのを教育委員会から、子供たちではなくて、教育委員会、学校のほうへいろんな機会を通じてこれは話をしていくかなければいけないと、そういう必要を感じております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

高橋議員。

8 番（高橋伸二君）

今の教職員の苛酷な労働条件の中で、極めて大変なことではありますが、面白いアンケート調査結果があります。

これは、子供支援専門の公益社団法人が実施をした学校生活と子供の権利に関する教員向けアンケート調査というものでございます。

このアンケート調査結果によると、教員の3割が子供の権利の内容を知らないと、または誤って理解をしている教員が2割いると。さらに、回答した約半数の教員が子供の権利教育をしていないというふうに答えていると。そして、子供の権利を伝えるために、特に学校では取り組みをしていないと、こういう報告なのです。

学校は、本来権利を尊重する場でなければならないわけでありますけれども、このアンケート結果を議会が学校にというよりも、教員にと言ったほうがいいのかな、浸透していない、子供の権利が尊重されていないと、だから、そのことが教育の中にも活かされていないということを示したアンケート結果だというふうに思います。

私は、先ほども言いましたが、今、教員の働き改革が大きな社会問題として惹起して是正が求められ、そして改善が求められている議論がさなかのときに、先生方に新たな負荷を求めていくということはいたしません。

ただし、子供たちが子供の権利を自分のこととして学ぶこと、そして子供の権利が尊重される安心・安全な場所でなければならないと。学校や教員には、そうした環境の実現が現実問題として求められているのだと。だからこそ今、教員の働き方改革が早急に必要なのだということで社会問題化しているんだと、私はこのように物事を関連づけ、結びつけていかないと、本質の改善にはつながっていないというふうに考えるものであります。先ほどの教育長の答弁も、この趣旨に沿った答弁をされているというふうに私は受け止めております。

この「こども基本法」11条の中では、校則の見直しについて学校に義務を課していません。た

だし、児童生徒や保護者などの学校関係者からの意見を聴取して定めていくことが望ましいと、このように政府が出したQ&Aには記録されていますよね。

そこで、先ほど紹介をしました子供支援のための児童生徒へのアンケート結果の中に、学校に關することでこんなことが子供の意見として出ていと。子供の意見を聞かないで話を進めたり、学校で勝手にルールを決めたりしてもらっては困ると、あるいは自転車を休みにする期間があるが不満だと、雪が降っていなければ自転車通学をしてもいいという決まりにしてほしいと、こういうことが出ている。さらには学校が寒いから暖かくしてほしいと。こういうものが出ているのです。

そこでお伺いします。

例え、児童会や生徒会といった場を使って校則の在り方について議論をする場を設け、積極的に見直しを行っていくという取り組みも必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

とても大切なお話だと思って拝聴いたしました。

過去を振り返りますと、こども基本法ができる前に子どもの権利条約、これが30年前に条約として締結されているわけです。それから30年たった今、やっと日本はこども基本法ができたということで、なぜこんなに日本は遅れたのかというふうに、私も私なりに考えたのですけれども、やはり日本という国は、子供に対して自立を促すというよりも、むしろ保護して育てていくというような考えが大半を占めているのではないかというふうに思います。

その中で考えますと、例えば校則なんかも大人が決めるから、あなたたちはまだ未成熟だから大人の決めたルールに従いなさいという風潮がずっと今まで長く続いてきたのではないかなということが考えられます。

今になって、やはり伸二議員ご指摘のとおり、世の中では少子化とか虐待、不登校、自死、それから貧困という、本当に様々な問題が子供たちの中から出てきました。そうやって考えたときに、保護とか育てるということも大切なだけれども、自分たちの権利を守って、自分たちが自分たちの考えをしっかり入れて、自分たちの生活のことをよりよくしようとする、そういう子供に育てていかなければいけないだろうなと私自身も考えております。

ですから、そのために先ほどもお話ししましたとおり、校則もそうですけれども、児童会、生徒会を中心に、自分たちの生活は自分たちで考えていくこうという流れをつくっていかなければいけないというふうに考えております。

発達段階によって小学校から中学校まで、その議論の仕方は違うとは思いますが、例えば中学校の校則を生徒たちだけで考えてみるという機会は、あってもいいというふうに私も考えておりますので、今後、来年度に向けて中学校といろいろ協議をしながら、ぜひ実現可能なものにしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

結局、例えばその校則の見直しに児童生徒が参加するということは、子供たちが校則の意義を理解をして、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながっていくということができていくというふうに思うのですよ。同時に、校則を見直す際に、児童生徒が主体的にその議論に参加することによって、学校のルールを先生から、大人から押しつけられたという、無批判にそのルールを批判することがなくなって、児童生徒自身がその校則の根拠や、あるいは影響を考えて、身近な問題を自ら解決をすると、そういうような教育的意義を有することになると、私は非常に有意義な取り組みであるというふうに思います。教育長もその旨をお話しになりました。

そこで、そうした教育環境というのか、子供たちに接する場づくりとして、私が調べてみたのですが、こども基本法が施行されたのは昨年の4月です。本町の教育委員会に関する現行の条例は2件、規定や規則は26件定められていますが、本町教育大綱は、その中でも今年の1月に改定されていますけれども、こども基本法が言うところのこども施策については、この大綱の中には一切読み取ることができない、こういう内容になっています。

そこで、改定された町の教育大綱、先ほど平泉学の話として触れられましたけれども、私は、こども基本法が求める4つの条件、このことをしっかりと具備をするための、愛知県犬山市のような教育委員会基本条例、こういうものを制定をして、教育委員会や教育委員の皆さんが高いと本町における教育目標の根底に、このこども基本法を位置づけると、このことが必要だというふうに考えるのですが、教育基本条例を策定をする意思はおありでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

先ほどのいろんな校則とか、それから自分たちの意見をしっかりと述べる場という、そういう場を設定していくということは順次やっていきたいと思いますが、段階的に行いたいと思いますので、今の段階で、基本条例というところまでは考えておりませんが、いずれ大切なものは思っていますので、これからいろんな他の市町村の例も参考にしながら、研究はしていきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

犬山市の基本条例については、こういうものですよということで、これもまた情報提供させていただいておりますので、ぜひ参考にして研究をされていただきたいというふうに思います。

最後の質問になりますけれども、先ほども申し上げましたが、子供たちが意見を表明して、その意見を取り入れる場、そして主権者教育の一環としての場として、先進事例では、子ども会議

だとか子ども議会だとか、そういうものが既に実施をされています。そして、その果たす役割は大きいものがあろうというふうに思います。

去る今年の9月と10月に、一部のマスコミが2回の特集記事をこのことで組みました。これも情報提供してありますからご覧いただいているというふうに思います。同時に、こうした折も折、岩手県議会も、実は主権者教育の一環として、小学生、中学生、高校生を対象に議会の仕組みや議員の仕事などを紹介する出前講座、これを事業の一貫として、1时限だそうですが、やるということを決めて、現在この出前講座に参加する学校を募集していることは承知のことだというふうに思います。

私は、事前に情報提供したように、やっぱり子供たちの意見をしっかりと行政が把握をする、あるいは教育行政が把握をするということからすれば、きっと組織づけた、体系づけた、そういう取り組みが事業として必要になっているのだろうというふうに思います。

せっかく県議会がそのような取り組みをするということですから、こども基本法の目的を具現化できる子供議会、仮称でも何でもいいんですが、子供議会などの制度化に向けた相乗効果もこれは大いに期待できるわけですよ。これは町長部局の皆さん方でも同じことなのです。

そこでお伺いするわけですが、本町においても、子供たちからよりよい平泉にするための意見や提案をもらって町政に反映させる取り組みとして、町と教育委員会が主導する、こうした子供議会のようなものをしっかりと取り組みの制度として検討してほしいというふうに思います。

今、平泉町は、都市計画マスタープランの見直し作業を着手していると、その見直し作業の究極の目的は、これから20年後の平泉をつくるのだと、こういうところに目標を置いているわけですから、まさに20年後の平泉を担うのは今の中高生のわけです。こうした方々の意見を子供会議や子供議会という制度化したシステムの中で吸い上げていくと、これはぜひ検討していただきたいと思いますが、町長部局の皆さん、それから教育委員会の皆さん、いかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

子供議会（仮称）の提案ということでございます。

先ほど町長の答弁の中にもございましたが、各課において様々な計画がある中で、これを所管課がいかに子供の意見を反映させていく努力、工夫をしていくかというのはそのとおりでございますが、町全体の施策ということになりますと、総合計画がまずありますので、それを所管する当課としての答弁、お話をさせていただきたいというふうに思います。

この子供たちからの意見を聞くということに関しては、広聴広報の広聴の部分にも捉えられるというふうにも認識をしているところでございます。

今、広聴としましては、地域懇談会を2年に1回開催をし、住民の皆さんからの意見を聴取させていただいているところでございますが、ここに子供たちあるいは若者が参加をされていないという実態もございますので、その意見をいかに酌み上げていくかということが非常に重要なというふうに思っております。

先ほど教育長のほうから、平泉学の中での取り組みというふうなお話をありました。実は、教育委員会と今、連携をさせていただきながら、この仕組みづくりを相談をさせていただいているところでございまして、中学生は平泉学の集大成というふうな時期に位置づけられております。過去を学んで今を見詰める、そして未来を考えるという部分の中で、平泉を知って学んできた中で、将来こういった町が欲しい、こういった町に住みたいという意見を恐らく持っているものだというふうに思います。

これは平泉の特徴でございますので、その中にしっかりとその意見を聞く場というのを設けたいと思っておりまして、来年は、特にその後期基本計画の策定の年度になっておりますので、来年度を皮切りになりますが、今のところは、まず町長が中学校を訪問して、中学生の意見を聞いていくと、これを来年のみならず制度化をしていきたいなというふうに当課では考えているところでございます。

と申しますのも、60周年記念誌を策定したときに、町長が中学生と懇談をいたしました。その中で、高校大学と1回は外に出ても、将来的には平泉に戻ってきたいという意見が非常に多くありました。その中の一番強い要望が、帰ってくるので働く場をしっかりと整備してほしいという内容でございました。

それを受けまして、工業団地の販売、それから第2工業団地の造成ということに取り組んだという経過がございますので、やはりこういった子供たちからの意見というのは、将来を見据えたまちづくりには必要不可欠だというふうに思っております。

もう一つは、高校生以上の若者、そして子育て世代からの意見聴取ということになりますが、これも来年度の後期基本計画の策定を皮切りに制度化をしていきたいというふうに思っておりますが、仮称ですけれども、未来づくり会議というものを設置をしたいというふうに思っております。

高校生、20代から40代を中心とする若者、そして子育て世代、こういった方々にお集まりいただきながら、様々な未来を描く、こういった作業を通じて、計画づくりだけではなくて、評価をし、そして改善をしていくと、こういったものを広聴という部分に関わっての当課の取り組みを検討しているところでございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

子供議会といったようなところで、この取り組みにつきましては、全国各地の事例は増えているというところで認識しているところでございます。

このような取り組みにつきましては、子供たちが地域社会に対する関心などを深めて、自らの意思を持つことを促進するだけではなくて、将来的には地域のリーダーシップを育む土壤となるものではないかなと考えてございます。

先ほど教育長答弁のとおり、まずは、平泉学の学びの中で、子供たちが自分自身の町の未来について、自らの考え方や思いを語り合う機会を、平泉学の中にあります「未来を考える」といった

学習の中に設定して、子供たちの声を町政であったり、教育行政であったりというようなところで、直接届ける仕組みとして活かせるのではないかなどということで、今後取り組んでまいりたいと考えてございます。

また子供議会といったところにつきましては、関係各課と、調査研究も並行して進めながら、全国的にもこのような取り組みがございますので、そういった事例やその実施方法につきまして調査しながら、当町に合った、当町の子供たちの意見表明をする場といったところで、どのような形が最適かといったようなところで、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

非常にいい答弁を伺いました。やっぱりこれまでの様々な慣習、あるいは慣行、そういうものにとらわれることなく、先ほど松本課長が言われたような立場からすれば、しっかりと未来志向に立って、この平泉の発展に向けて、是非、教育行政にあっても、総合計画にあっても、しっかりと検討されて、それを計画の中に反映していただきたいと、このことを強く求めまして、私の質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時38分

---

議 長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告4番、千葉多嘉男議員、登壇、質問願います。

2番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

通告4番、千葉多嘉男です。

それでは、通告に沿いまして、質問させていただきたいと思います。

1番の観光振興についてでございます。

人口が減り、少子高齢化が進む中、交流人口、関係人口の拡大は、地域の活力の維持、発展に不可欠であり、平泉町には国内外の観光客を魅了するすばらしい世界遺産があり、新型コロナウイルス感染症によって、これらの魅力は失われておりません。ポストコロナにおいても、観光を通じた国内外との交流人口の拡大の重要性に変わりなく、観光は、今後とも地域活性化の切り札となっております。新型コロナウイルス感染症の影響により、観光需要が大きく減少し、観光業

界においても大きな打撃を受けておりましたが、コロナ感染症が5類感染症に移行されたことと、建立900年特別展中尊寺金色堂の開催等により、コロナ感染症以前の観光客の入り込み数に戻っていると聞いております。平泉観光を維持し、さらに発展させていくためには、さらなる観光振興の取り組みが必要と考えております。

そこで、1つ目として、広域観光連携について質問させていただきます。

平泉の観光については、宿泊施設が少なく、中尊寺、毛越寺を拝観し、次の観光地に移動するという、いわゆる典型的な通過型観光地であります。歴史的つながりや宿泊施設を擁している関連自治体との連携を強化することにより、相互の長所、短所が補完され、新たな広域での観光ルートの掘り起こしが期待されるところでございます。平泉町では、現在、広域観光連携事業に対し、それぞれ負担金、補助金を交付し、周辺地域との連携を図りながら、観光客誘致に取り組んでおりますが、その取り組み内容と実績について伺います。また、今後新たな枠組みによる連携を行う必要があると考えるが、見解を伺います。

2つ目でございます。

外国人観光客の誘致及び受け入れ体制について、日本政府観光局によると、令和6年8月の訪日外国人旅行者数は、令和2年比、これはコロナ前でございますが、16.4%増の293万3,000人で、7か月連続で過去最高を記録しております。地域別では中国74万5,800人、韓国61万2,100人、台湾56万4,300人となっております。平泉町における訪日外国人旅行者数は、台湾が多く、中国、タイからの観光客も増えていることから、その誘客活動の取り組みについて伺います。また、台湾、タイへの海外プロモーションは実施しておりますが、他の国への海外プロモーションを積極的に行う必要があると思いますが、見解を伺います。

2番目でございます。

小学校の学習環境の確保と特別支援教育支援員の配置についてでございます。

平泉小学校1年生の35人1学級については、さきの6月議会において、2クラスにできないかについて質問したところでございますが、次のことについて伺います。

平泉小学校の1年生は、他の学年に比べて1クラスの人数が多く、担任の負担が大きいと思われますが、入学から8か月がたち、子供たちが落ち着いて学習できる環境が整えられているかについて伺います。また、1年生のクラスでは、現在、保護者等による見守りボランティアの方も来ているようですが、採用している特別支援教育支援員の人数では不足していないか伺います。

質問は以上となります。答弁のほどよろしくお願ひします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

千葉多嘉男議員からのご質問にお答えします。

観光振興についてのご質問がありました。

初めに、広域観光連携についてですが、現在、町では、平泉の文化遺産を活用しながら、一層の誘客を図るため、県、一関市、奥州市、平泉町の自治体や観光協会、商工会で構成された組織

「世界遺産連携推進実行委員会」、地域や県境を越えた連携を強め観光地の魅力の向上と観光需要を図るための組織「伊達な広域観光推進協議会」、花巻市、遠野市及び平泉町の3市町の観光協会で構成する組織「花巻・遠野・平泉観光推進協議会」、日本遺産みちのくGOLD浪漫の魅力を国内外に発信し、誘客による人の交流と経済循環の促進を図る組織「日本遺産みちのくGOLD浪漫推進協議会」などへ補助金や負担金を交付しております。

各組織にて広域観光ルートの形成に関する事業、一般観光客・教育旅行を誘致するための各種商談会やPRイベントなどへの参加、クイズラリーの実施や広域観光パンフレットの作成による周遊促進事業など、様々な事業に取り組んでおります。各地域、それぞれ異なる観光資源や魅力を有していることから、現在それらを広域連携によって互いに補いながら、周遊型観光につなげ、本町への集客にも結びつけているところでございます。

広域連携による観光誘客につきましては、距離が遠過ぎても効果が低いことから、まずは現在連携している近隣自治体などと引き続き観光連携を強化し、各地域の魅力や資源を結びつけた広域観光ルートの構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、外国人観光客の誘致及び受入れ体制についてですが、当町における外国人観光客の入り込み数について、コロナ禍で大幅に減少しましたが、昨年から全国的にも徐々に回復傾向にあり、今年は昨年度を上回るペースで増加しております。

当町におけるインバウンド対策としては、平泉観光推進実行委員会や世界遺産連携推進実行委員会を中心に、台湾やタイを対象とした現地プロモーション活動やインフルエンサーなどの招請、インターネットやSNSを活用した情報発信など、誘客活動に努めております。

また、仙台空港と香港国際空港を結ぶ定期便が新規就航するなど、外国人観光客の増加は今後も見込まれることから、香港につきましても、県と連携しながら誘客活動に推進してまいります。

加えて、東北の空の玄関口である仙台空港を利用する国内外の観光客を本町に誘致するため、仙台空港周辺のレンタカー会社などに多言語パンフレットを配架するとともに、今後さらにインターネット、SNSを活用した観光客誘致活動に積極的に取り組みながら、町の観光施策を展開してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

千葉多嘉男議員からのご質問にお答えします。

小学校の学習環境の確保と支援員の配置についてのご質問がありました。

初めに、子供たちが落ち着いて学習できる環境が整えられているかについて伺うとのご質問がありました。

平泉小学校第1学年は、他の学年と比べて1学級当たりの人数が35名と多く、そのため学級担任への負担が大きいものと認識しております。また、今年度の第1学年は、小学校生活に慣れるまでに時間がかかっている児童が多くいたことから、授業中の立ち歩きや教室外への出歩きが見

られるなど、学習に集中するのが難しい場面があったことも認識しているところです。

このような状況を改善するために、教育委員会では、平泉小学校への日常的な訪問を行い、現場の状況を把握するとともに、その都度、必要な支援を行ってまいりました。また、指導の方向性を学校と相談し、全体かつ個別の具体的対策を講じているところです。

さらに平泉小学校では、保護者の皆様にもご協力をいただき、見守り活動を実施してきました。これにより学校と家庭が連携しながら、子供たちの成長を支える体制を整えております。また、なかなか学習に集中できない児童については、それぞれの特性を見取り、個々に合わせた支援を計画し行っています。

現在の状況としては、言葉遣いや友達との関係づくりにおいて、継続した指導が必要ではあるものの、立ち歩きや教室外への出歩きが減少し、授業への前向きな取り組みが見られるようになってきました。今後も児童への支援を継続し、さらなる改善を図り、よりよい学習環境を提供できるよう努めてまいります。

次に、採用している特別支援教育支援員の人数で不足していないか伺うとのご質問がありました。

教育委員会において、現在、平泉小学校には5名の特別支援教育支援員を配置しており、学校における日常生活上や学習活動上のサポートを行っております。なお、特別支援教育支援員の校内での配置については、各学校の実情に合わせて年度ごとに校長が決めております。

また、保護者等による見守りボランティアの方々のご協力も大変心強く、子供たちを支える環境が整いつつあります。このような保護者等の協力を得ることで、子供たちの支援の充実を図ることができますと考えております。

特別支援教育支援員の配置人数については、文部科学省より具体的な数値は示されていませんが、支援が必要な児童の数や状況により異なるものと認識しております。

そこで、教育委員会では、毎年、各学校で調査を実施し、希望に沿うように配置を行っております。しかしながら、支援を必要とする児童は増加傾向にあり、よりきめ細やかな支援が必要であることから、児童の状況を把握し、特別支援教育支援員の配置やその他の支援体制の充実について引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

それでは、1番目の広域観光連携について主な事業について再質問したいと思います。

まず最初に、世界遺産連携推進実行委員会についてでございますが、観光コンテンツ魅力向上周遊促進事業における広域観光周遊イベントへの参加人数はどのくらいだったか、お知らせ願います。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

本イベントにつきましては、今年度の世界遺産連携推進実行委員会の事業として行われたイベントでありますけれども、目的については、観光と食を通じて世界遺産平泉エリア内の来訪者増加、消費活動を促し、観光と食、そしてエリア内の魅力の認知度拡大を狙ったものでございます。

平泉町、一関市、奥州市の2市1町で取り組んだ事業でございます。主に2市1町巡る周遊クイズラリーということで開催をしております。実施期間につきましては、9月12日から12月15日まで、まだ10日ほど残っておりますけれども、11月末時点ではございますが、本イベントのインターネット検索者が1,861名いたということでございますが、そのうち実際にクイズラリーに参加した人は915名でございます。プレゼントもありますので、プレゼント応募された方は67名ということの実績になっております。

以上になります。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

次に、大学生等の受入れが可能な地域資源について調査して状況を整理し、実際の受入れに向けたプログラムの設計の構築を図られたようですが、大学生を対象とした理由と事業内容と成果について伺います。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

これまでの教育旅行といいますと、小学校、中学校がメインだったのでありますけれども、この岩手県の県南地域は、県内でも各種伝統工芸、それが非常に集積している地域であるということでございまして、それで、これまでオープンファクトリー五感市ということで、いろんな県南地区の伝統工芸を体感していただいたり、あといろんな見学会も開催してきたということもございます。

そんな中、大学生によるフィールドワークの場として、この2市1町を訪問する機会が増えているということもございまして、これまでのそういった動きを捉えまして、歴史文化といった地域の資源を活用した中学生、高校生だけでなく、さらに大学生まで広げて取り組んだということでございます。

今年の9月と11月に、各大学2校が平泉にも訪れておりまして、それでいろいろ支援とかいろんな、回っていただいたのですけれども、その中で課題とかいろんなニーズを整理しながら、今後の受入れのプログラムの設計にも取り組んでいただいているというようなところでございます。参加された方の意見もアンケートも調査したのですけれども、非常にこういった職業があるのだなということで、いろいろ就活にもつなげたいという意見も多く寄せられたところでございます。

いずれ大学生等の受入れに向けた地域資源の調査によりまして、今後の受入れ体制の構築とか体験コンテンツの造成というものを今後図っていきたいと考えております。そういうことで、大

学生を取り入れているというところでございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

事業につきましては、新たな資源開発ということでかなり有効的だと思いますが、来年度以降もこの事業は継続していく予定であるかお伺いしたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

来年度以降につきましては、まだ予算編成の段階でありますので、答弁は難しいのですけれども、いずれ今年のこの状況を見ながら、今後も引き続き開催していきたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

次に、国外主要市場誘客活動事業におきまして、タイ、バンコクで開催されましたジャパンエキスポタイランドでブース出展をされておりましたが、そのときのテーマを何にし、どのような内容で誘客宣伝したか、またその成果について伺います。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

このタイ、バンコクのジャパンエキスポタイランド2024につきましても、世界遺産連携推進実行委員会のほうで参加したものでございますが、世界遺産平泉のPRブースを出展して、一関市や奥州市も含めた世界遺産平泉地域としての観光情報をタイに向けて広く発信したところでございます。

タイにおける当地域の認知度向上や誘客促進に努めたということでございます。今年、金色堂建立900年迎えているということで、その金色堂の美しさ、すばらしさを強調するようなシンプルかつインパクトのあるブースデザインで集客を図ったところでございますけれども、その中でパンフレットですとか、ノベルティーの配布とアンケート調査、あとはSNSのフォロワー獲得というようなところも行ったところでございます。

ステージイベントでは、過去に3市町を訪れたことのありますタイのインフルエンサーの方、写真家でもあり、いろいろ幅広く活動している方をゲストに招いて、自ら撮影したその3市町の写真を紹介してもらうことで、より多くの来場者に当エリアの魅力を紹介をしていただいたということでございます。その方、今年度は平泉にも来ていただいて、中尊寺、毛越寺、達谷窟も行っていただいて、ミュージックビデオも制作をしていただいているという方でございます。

いずれ、今後インバウンド市場として成長が見込まれるタイにつきましては、引き続き日本へ

の旅行の目的として、本町を含めた県内エリアが選ばれるよう、ブース出展とかＳＮＳなどを活用してＰＲを図っていきたいというふうに考えてございます。

海外の状況なのですけれども、欧米の方は、やはり首都圏を好んでいるというのがあるみたいで、特にアジア圏の人は地方部を訪問する方が多いと、そしてまたリピーターが多いというようなこともありますので、そういうことからも、こういうタイとかいろんなところでＰＲしながら、プロモーションを図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

確かに海外、直接現地に出向いてＰＲするというのは、誘客の上では大変重要な役割、重要なことだと思っております。

タイのほか台湾にも行っているようでございますが、来年もタイ、台湾に出向く予定でございますか。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

まず今年度の話からいたしますが、台湾に向けて今日出発しております。担当者と両山で出発しています。タイにつきましては、来年2月、「ジャパンエキスポタイランド2025」ということで、2月に取り組むことで決まっております。

来年度につきましては、予算の関係もあるのですが、ぜひ参加したいということで当課としては考えておりますので、引き続き、タイ、台湾についても、インバウンド市場として取り組んでいきたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

やはり、台湾、タイから平泉に来る外国人観光客が多くなっておりますし、欧米系の方も、バックパッカーとしてかなり平泉に来ておりますので、その辺のほうのＰＲもよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、伊達な広域観光推進協議会の件についてでございますが、平泉町観光振興計画の来訪者ニーズ調査におきまして、平泉への旅行の際に宿泊した場所、観光地等でございますが、それにつきましては、仙台市、松島周辺合わせて50%を占めておりまして、東北のゲートウェーでもあります仙台市との連携をさらに強化することにより、様々な情報を提供していただけることと、平泉観光の発信をしていただけると思いますが、見解を伺います。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

令和4年度の観光振興計画を策定する前にアンケートした結果で、平泉に来た方で宿泊した場所ということで、仙台市が33.2%、松島周辺が15.6%、合わせて48.8%と半数近くの方が、そちらのほうに宿泊しているというデータがございます。

今、仙台市とは、仙台宮城観光キャンペーン推進協議会というので連携を図っておりますし、伊達な広域観光推進協議会、東北の観光案内所のネットワーク化事業などで連携を図っております。さらに仙台市が主催します東北の魅力発信イベント、マルシェであります、それに参加をして当町の観光PRと物販、ノベルティーの配布を行っております。

いずれ東北地方の中心となる仙台市とは、当町の歴史的なつながりもありますし、地理的な有利な条件から、今後も仙台市とは広域的な連携を取り組んでいくという考えでございます。

また、東北への誘客拡大、観光促進に向けて強化していきたいと思いますけれども、昨年11月に金色堂建立900年のキャラバンをして、町長トップに行ってきたのですけれども、その際には仙台市長を直接訪問して、今後も伊達観も含めた広域連携を図っていくということを両首長間で確認をしているということでございますので、仙台市とは、今後もいろいろ観光の連携は強化したいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

今後の新たな枠組みによる連携につきましては、現在連携している近隣自治体との観光連携を図っていくとの答弁でしたが、観光振興計画におきましては、他の観光関連団体との連携の在り方を検討していく必要があるとしておりますが、見解をお伺いしたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

この観光振興計画の中で広域連携についても触れております。質問あった、広域連携につきましては、新たに稼ぐ観光地づくりに向けた取り組みというようなところでの連携ということで、ほかの観光関連団体とのより効果的な連携の在り方を模索していくという必要があるというふうに考えております。

広域観光連携につきましては、先ほど町長の答弁したとおり、新たな広域連携の枠組みも模索はするのですけれども、まずは既存の広域連携を強化して、引き続き推進してまいりたいというふうに考えております。

また、岩手県内で世界遺産を有する当町と、橋野鉄鋼山の釜石市、御所野遺跡の一戸町、この岩手県3つの世界遺産連携会議において、県が事務局となって文化財行政と観光行政が一堂に会して今情報交換を行っているところでございますので、そういった観光についても連携が図れるのかなということで考えております。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

関連して、近場で5つの温泉地が集結する鳴子温泉郷など多くの宿泊施設を擁している大崎市と連携することで、新たな観光ルートが開発され、観光客誘致の推進につながると思いますが、見解を伺います。

議 長（高橋拓生君）

菊地觀光商工課長。

觀光商工課長（菊地隆一君）

鳴子温泉のある大崎市ということでございますけれども、現在、大崎市とは、伊達な観光広域推進協議会で観光連携を図っているところでございます。主に、教育旅行誘致のための旅行会社へのセールスコールを中心に取り組んでいるところでございます。

提案のありました鳴子温泉を有する大崎市でありますけれども、個別の観光連携については、両地域の観光振興にとって非常に効果があるものというふうに考えております。地理的にも、車で1時間とか1時間半ぐらいで行けますので、非常に効果があるものというふうに思いますが、ただ相手の考えもございますし、予算も関わってくる部分もありますので、いずれ、その辺につきましては、平泉観光推進実行委員会を中心に今後検討して、県境を越えて新たな広域観光ルートづくりを引き続き調査研究してまいりたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

ぜひ、実現に向けて調査研究を進めていただきたいと思います。

次に、外国人観光客の誘致及び受入れ体制についてでございます。

答弁にもありましたが、仙台空港と香港国際空港を結ぶ定期便が本年12月より13年ぶりに再開し、航空会社3社が新規就航となり、令和7年1月には週11便の運航となるようございますが、これを契機に、香港へのプロモーションを来年度にでも実施すべきだと思いますが、見解を伺います。

議 長（高橋拓生君）

菊地觀光商工課長。

觀光商工課長（菊地隆一君）

先ほどタイと台湾のお話させていただきましたけれども、いずれ香港につきましては、今、議員おっしゃるとおり、仙台空港と香港国際空港が、恐らく今週から1月にかけて、3社で週11便というふうに伺っております。それもいろいろ期待はできるところでございます。

香港につきましては、台湾、タイに続き、非常に重要な国の1つであるというふうに考えております。香港の入り込みを、実は、去年と今年まだ途中なのですけれども、2倍以上に増えているという入り込みがあります。その仙台空港への就航で、さらに増えていくということが見込んでおりますが、いずれ海外のプロモーションにつきましては、いろんな予算もあるのですが、香

港につきましても積極的に取り組んでいくということで考えております。

取りあえずは、先日も実施したのですが、仙台空港周辺のレンタカーであるとか、空港の中に観光案内所もありますので、そこへのヒアリングというか、いろんな話を聞きながら、パンフレット配架もしてきたところでございます。こういった仙台空港をまずいろいろ訪問して、いろんな状況を把握していきたいなというふうに考えております。これにつきましても、平泉観光推進実行委員会ですか、世界遺産連携推進実行委員会を中心に効果的なプロモーション方法を模索しております。

また、岩手県においても、仙台と香港がつながるというようなところで、県としても力を入れるというふうに先日の会議で伺っておりますので、関係機関と連携しながら、香港からの誘客促進に向けた事業を今後展開していきたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

観光庁の令和6年版観光白書によりますと、世界の観光者は、持続可能な地域への貢献等に対する関心が高く、訪日外国人が訪日前に期待していることとして、日本食、ショッピング等に加え、日本の伝統や文化や日本の暮らしへの関心も高まっており、地方誘客の促進に向け、地域ならではの観光資源を生かした魅力の向上や発信が必要であるとしております。

平泉町としても、これを受けて外国人観光客の誘客施策を策定すべきだと思いますが、見解を伺います。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

国外のインバウンドにつきましては、本当に急激に増加しているというようなところでございます。既に、国全体でも昨年は上回っておりますし、当町でも既に、歴年でカウントしておりますけれども、既に上回っているというような状況でございます。

インバウンドのその7割につきましては、観光の3大都市圏、東京、大阪、京都、そこに集中しているというのが7割でございます。残り3割は地方というか、ほかの地域と。実は、東北は僅か1%にしかないというような結果も出ているところでございます。

そういうことで、オーバーツーリズムというようなのも懸念されて、今問題になっておりますが、やはりその地方への分散というのが非常に重要になってくるかなというふうに考えております。

インバウンドの体験型観光というようなところは人気がございますが、ただ観光地を見て回るだけでなく、実際に日本文化を体験していただくことで満足度も高まりますし、滞在時間も長くなるというような傾向もございます。モノ消費からコト消費ということで言われておりますので、そういう形で観光のスタイルが以前とは全然違っているというようなことでございます。

本町においても、通過型観光から滞在型観光になるためには、そういうにぎわい創出ですと

か、イベント体験メニューなどで、滞在型観光に向けた仕組みづくりをしていくのが非常に大事かなということあります。そのためには、具体的にウォーキングトレイルのルートを活用した体験プログラムですとか、グリーンツーリズム・民泊体験、日本農業遺産の東稻山麓地域の活用というようなところで、今年、地域おこし協力隊にフットパス事業も実施していただいたところでありますけれども、そういった体験型観光をどんどんやっていくというのが非常に効果があるというふうに考えております。

また、日本食というようなところで、ニュースでも、東京駅の駅弁が非常に人気あるというようなところもありますし、日本酒も非常に人気があるというところでございます。いずれ当町の特色を生かした、文化財を活用した体験コンテンツの造成等も、今後、平泉町ならではの体験メニューとして考えていくべきかなというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

今、日本を挙げて、外国人観光客を誘客して進めているところでございますので、やはり首都圏、九州、北海道のほうには行っておりますが、東北、ましてや岩手県のほうにはなかなか足を運んでもらえない状況でございますので、ぜひこの機にそういった施策を体系づけして、平泉に多くの外国人観光客を誘客していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次、外国人観光客の受入れ体制として、平泉町は通過型観光地といつても、町内での滞在時間、観光消費額の増加を目指すため、中尊寺通りや毛越寺通りを散策してもらうことも必要だと思いますが、通りに飲食や物販を提供できる施設の整備が必要だと思いますが、見解を伺います。

議 長（高橋拓生君）

菊地觀光商工課長。

觀光商工課長（菊地隆一君）

まず、今の質問でありますけれども、観光振興計画で今、平均滞在時間、平均観光消費額、来訪者満足度の向上というようなところも新たに目標に加えて、今取り組んでいるというところでございます。

町は今年度から、まちづくり推進課で所管しておりますけれども、空き家活用、移住推進プロジェクト会議の中で空き店舗の活用についても、今後どのようにするかということで議論をしているところでございます。

内容につきましては、現状の空き店舗の洗い出しをして所有者の意向を確認をして、最終的には、貸す方、借りる方のマッチングを図って、空き店舗を活用したいということで考えているところでございます。

先月に、地域おこし協力隊の隊員が中尊寺通り12区のところで、カフェをソフトオープンということで、本格的にはグランドオープンは3月でありますけれども、オープンをしておりますので、これを1つの事例として、今後どんどん新たな店舗ができるなどを、そういった仕組みづくりをしていきたいというふうに考えております。

ただ、店舗を出店するまでには、リノベーション等、多額の費用がかかるということでございますので、そういった新たな補助金制度の検討も視野に入れながら、地域おこし協力隊ですとか、行政書士さんの意見もいただきながら、進めてまいりたいということでございます。

特にも中尊寺通り、毛越寺通りは、観光のメインルートとなっておりますので、来訪者が歩いて周遊できるような仕組みづくりを推進して、計画で定めている滞在時間、観光消費額、満足度の向上を目指して取り組んでまいりたいというふうに思います。あと今JRさんで、12月いっぱいまで秋のキャンペーンやっております。12月31日まで、いわて秋旅キャンペーン「秋は短し旅せよいわて」というようなところでやっておりますし、新聞でも発表ありましたけれども、来年また岩手が3年連続で選ばれておりまして、重点共創エリアということで、岩手県決定をしておりますので、こういったものをチャンスと捉えながら、観光協会、関係団体と県、JR含めて一緒に取り組んでいきたいというふうに、今いろんな会議で話をしているところでございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

実効性のある観光施策を展開していくことで、その波及効果等によりまして、地域経済の活性化につながっていくと私も思っておりますが、その辺について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

今、観光商工課長が議員の質問にお答えしたとおりでありますが、そういった中で、コロナ禍後と言ってもいいのかもしれませんけれども、やっぱり新たに観光需要がどんどん出ております。

この間のテレビ、新聞等でもご覧になったと思いますが、今も自動車産業がトップであります  
が、その次にいよいよ観光が本年は一気に伸びてきているという、その次が半導体、そしてその次は鉄鋼といったように、まさしく我が国の観光が一気に伸びているという状況にあります。

そういった意味では、今回、本年も900年祭を、金色堂建立900年を1月から4月まで国立博物館で開催していただきましたけれども、そうしたことに関連しながら多くの方々が訪れていただいておりますし、また、新たに地元の方々もですが、特に関西圏の方々が、金色堂、平泉というのはよく耳にはしたり画像でも見たことあるけれどもということで、今回、ああいった企画展を通じながら、その後、直接訪れていただいております。

実は、昨日も振興局のほうに出向いて、今後の観光の進め方をいろんな知恵を出し合いながら、この平泉だけの900年ではないと、やはり東北、まさしく頑張ろう東北で、震災からも13年、14年と経過してきました。そして沿岸のルートも大分道路もつながってきましたし、ここをゲートウエーとして、先ほど仙台空港のゲートウエーということもありますが、そういった意味で、ここだけの900年ではなく、東北が、先ほど全体的にいうと1%の需要しかないと、インバウンド

関係ですね、それをさらに上げていくためには、この平泉のこの900年、岩手の900年は、本当に東北観光の新たな幕開けだというふうに捉えながら、ＪＲ、ＪＴＢ、いろんな関係団体ともしつかりタッグを組んで進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

次に、2番目の小学校の学習環境の確保と特別支援教育支援員の配置について再質問いたします。

1年生は小学校生活に慣れるために、特にきめ細やかな配慮や指導が必要な時期であります。学習に集中できるように個々に合わせた支援を計画しているとのことでございますが、計画が適切に行われ、クラス全体が落ち着いて学習できる環境が整えられるように、教育委員会においては必要な支援をお願いしたいと思います。

そこで、特別支援教育支援員については、現在、平泉小学校で5名配置されているとのことです、支援員が不足しているために、保護者に見守りボランティアをお願いしているのでしょうか。1年生クラスは直近3か月、9月から11月で何人の方がボランティアとして来ているのかお伺いします。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

特別支援の関係のご質問かと思いますが、まず、保護者による見守りボランティアといったところでございますが、この保護者による見守りにつきましては、授業中に立ち歩く児童や、教室外への出歩きがあるといったような状況を学校、保護者間同士でやはり共有していかなければならぬといったようなところで、学校と保護者といいますか、家庭が連携して子供たちがよりよい学習に集中できる環境づくりのため取り組んでいるというようなことで認識してございます。

また、教育委員会といたしましても、学校支援ボランティアの皆様にご協力をいただきながら、支援の必要な児童に対しまして、声掛けや注意を促すなど、児童の危機回避や安全確保を図ることを目的といたしまして、見守り活動をこれまで実施してきたというところでございます。

学校支援ボランティアの活動につきましては、9月20日から実施てきてございまして、一応こちらにつきましては、まず学校のほうからの要請といったようなところもございまして、短期的な取り組みといったところで、一応10月末をもって見守り活動を休止しているというような状況でございます。保護者の見守り活動につきましては、10月から今現在も行っているというような状況でございます。

それで、この見守り活動につきましては、まず保護者による見守り活動につきましては、延べ人数ではございますが、10月が43名、11月が37名で計80名、あとは学校支援ボランティアといたしましては、9月が20名、10月が82名ということで計102名ということで、直近3か月におきま

すボランティアの配置につきましては、182名といったような形でご協力をいただいているというような状況でございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

保護者の方が見守りボランティアとして恒常に来るのには、やはり難しいものと考えておりますが、今年度残り3か月ありますが、子供たちが安心した環境で学習できるように、途中から再度もう少し支援員を増やす、採用することはできないでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

子供たちが安心した環境で学習できることにつきましては、教育の質を高めるためには欠かせないものではないかなと認識してございます。

ただ、平泉小学校の状況を申しますと、今年度、年度途中で教員が2名退職し欠員となつてゐる状況でございまして、その教員の補充がいまだ行われていないというような状況でございます。

このため、校長、副校長、教務主任がそれぞれ授業の対応を余儀なくされているというようなことでございます。このような状況は教育現場におきましては、非常に厳しい状況ではないかなと認識してございます。

それで、支援員の採用についてでございますが、保護者の方々が、見守りボランティアとして恒常にご協力いただくというのは、なかなか難しいというような現状を踏まえ、支援員の必要性というものは理解はしてございますが、しかしながら先ほど申したとおり、現状の状況では、その教員の欠員が解消していないといったような状況を踏まえまして、教員の不足につきましては、教育現場において直接的な影響を及ぼすのではないかなということで考えてございます。

まずは、その教員の補充を最優先に考える必要があるのではないかということで、現段階では、教員の補助について県教委のほうに強く働きかけていくというようなところで、今考えてございまして、現段階におきましては、支援員の採用は考えていないということでございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

支援員の採用を今考えていないということでございますが、また教員の不足が一番重要なことでございます。やはりこれを最優先に、まず県教委のほうに働きかけていただいて、早く教員の補充をしていただきたいと思いますし、やはり支援員はあくまでも補助であって、学習の指導のほうには関わっておりません。

ただ、今の学校のクラスの現状を見ると、支援員がやっぱり必要だというのも私も理解してお

りますので、再度聞きます。

やはり、まだ支援員の補充についてはできないということでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

先ほども申したとおりですが、欠員のため、校長、副校長、教務主任等がほかの学年の授業等に対応しているというようなところもございますので、この欠員が解消されることによって、副校長であったり教務主任が、例えばその第1学年のフォローに入るといったようなことも可能となりますので、まずは先ほども申したとおり、教員の欠員の補充を最優先に考えるというような観点から、支援員の採用は考えていないということでございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

その教員の補充でございますが、本年度は、今、年度途中でございます。県教委のほうもなかなか大変だと思います。来年度以降については、その辺の要望等については、どういうふうに考えているかお伺いします。来年度、教員の補充。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

教員の補充ということで、来年度に関しましては、いずれにいたしましても、平泉小学校だけではなくて、各学校において、その欠員が生じないように、強く県教委のほうには働きかけてまいりたいと考えております。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

他の学年や長島小学校について、現在の特別支援教育支援員の人数で不足していないか伺います。

また、来年度の1年生については、きめ細やかな支援をするために、支援員の人数をどのように把握するのか、お伺いします。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

ほかの学年や長島小学校について、支援員の人数が不足していないかということでございますが、平泉小学校に関してでございますが、先ほども申したとおり、やはり教員に2名の欠員が生

じているということが、やはり一番大きな影響を及ぼしているということでございます。

それで、これによりまして、やはりその現場での支援体制が厳しい状況になっているということは認識してございますが、支援員の配置数につきましては、不足といった形ではなくて、他の先生方のフォローがないことから、余裕がないといったような状況ではあるのではないかと認識してございます。

先ほども申したとおり、やはりその教員の欠員が解消されることによって、副校長なり教務主任がフォローに入るというような体制が整うことで、より効果的な支援が可能になるのではないかと考えてございます。

長島小学校につきましては、現在支援員が3名配置されているというようなところでございますが、長島小学校におきましては、それぞれ子供の特性に合わせてというようなことで、現在の3名の支援員の配置と、教職員間の連携によりまして、支援が必要な児童に対しては、支援体制は整っているものと認識してございます。

あとは来年度の支援員の人数をどのように把握するかといったようなところにつきましては、あと現在、今、新年度予算の編成時期といったようなところでございます。

それで毎年度、各学校に対しまして、次年度のその学年ごとに通常学級における支援を必要とする児童生徒、あとは特別支援学級に在籍する児童生徒の見込み数を基に、支援員の配置希望調査といったものを現在調査中というようなところでございます。こちらは毎年度実施しているというようなことで、この調査によりまして、必要とされる支援員の人数を算出しているというようなところでございます。

教育長の答弁にもございましたが、支援員の校内での配置につきましては、各学校の実情に応じて年度ごとに校長が決定するということになりますので、1年生にどれぐらい配置するかといったところは、各学校長の判断に任せるといったようなところでございます。

いずれにいたしましても、学校内での児童の状況や教職員との連携を踏まえながら、最も効果的な支援が行えるように、教育委員会としても取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

新1年生については、幼稚園、保育所のほうから、ある程度、子供たちの情報がなければ、支援員を配置する人数というのは分からぬと思うのですけれども、幼稚園と保育所との連携というのは、どういうふうな形でやっているかお伺いします。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

では、私のほうからお答えいたします。

幼稚園とあるいは保育園と小学校の連携については、昔からかなり連携をして情報交換を密に

しております。ただ、やはり幼稚園、保育園の特性、それから小学校の特性、明らかに違うのは、丁寧に一人一人の子供を見取ってあげているのが幼稚園、保育園で、やはり小学校になりますと、1クラスで35人ばーんと入って、そして45分といきなりなりますので、そこをやはり小1プロブレムといいりますか、そういう問題はあると思います。

今回の問題は、少し特性を持っている子供さんを早めに見取って、早めにサポートしていかなければいけないという課題がすごく浮き彫りになった事例だと思いますので、今後、早めに保育園、幼稚園でそういう特性を見つけて、フォローして小学校につなげていくということは、とても大切なことだと思いますので、今までやっていなかつたわけでないですけれども、これからさらにそこを厚くしていかないといけないなというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

そういう連携が本当に大切だと思いますので、引き続きやっていただきたいと思います。

最後になります。

子供たちが充実した学校生活を送ることができるよう、学びの環境を整えていただくことが教育行政の務めと思っておりますが、その考えについて、教育長のお考えを伺います。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

今年度、県内で教育長会議が数回行われたのですけれども、その中で話題になったことは、やはり当町の問題だけではなくて、県内多くの学校で落ち着かない学級が、学年が低学年化しているという問題でございます。関連性はありませんが、いろんなところの話を聞きますと、やっぱり1年生に落ち着きのない学年が多いということが言われました。原因は分かりません。関連性も分かりませんが、中にはコロナ期で、コロナ禍の中でずっとこうマスクをしてきて、表情も分からぬまま、密だ密だと言われてきた子供たちが、小学校に入学、これからしてくる、それも影響しているのではないかというようなことも言われています。

先ほどから支援員の話がありますが、やはり支援員というボランティアは、それを支えるものであって、根本的な解決にはなりません。ですから、子供の特性、特徴をしっかりと早い段階から見極めて、それに沿って支援をしていくということがとても大切だと思いますので、先ほどの繰り返しではありませんが、そういう連携も必要だし、小学校教育、中学校教育の特性を見極めるということは大切だと思います。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

以上で私からの質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで千葉多嘉男議員の質問を終わります。

---

議長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は、明日6日午前10時から引き続き一般質問を行います。

ご起立願います。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時37分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 升 沢 博 子

同 小塙寺 亭